

第3期

# 伊丹市 子ども・子育て 支援事業計画

子ども・家庭・地域  
共に育ちあう 伊丹

伊丹市教育委員会



## ごあいさつ

急速な少子高齢化が進行する現状を踏まえ、国は子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくため、令和4年（2022年）にこども基本法を制定し、令和5年（2023年）にはこども大綱を閣議決定しました。こども大綱では、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本市においては、平成27年（2015年）に策定した子ども・子育て支援計画以降、「子ども・家庭・地域 共に育ちあふ伊丹」を基本理念に掲げ、国に先駆けた幼児教育無償化や待機児童対策、子どもの安全対策や確かな学力の向上など、妊娠・出産期から成長過程に応じて多様なニーズに応じた子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいりました。

この度、令和2年（2020年）に策定した第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画が5年の期間を満了することから、第2期に取り組んだ施策等についての点検・評価を行うとともに、新たに第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。

本計画の策定においては、保護者だけでなく子ども本人へのアンケート調査を実施し、子どもの意見も含め様々な視点を踏まえて検討を行いました。本計画に掲載した200を超える事業の着実な実施により、関係機関や地域の皆様との連携のもと、安心して子どもを育てることができる環境構築を一層進めてまいります。あわせて、未来を担う子どもたちや若者が健やかに成長するウェルビーイングの実現を目指し取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、ご審議いただきました伊丹市子ども・子育て審議会委員の皆様や、アンケート調査・パブリックコメントを通じて様々なご意見をくださった多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和7年（2025年）3月

伊丹市教育長 太田 洋子



# 目次

<b>第1章 計画の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景 .....	1
2 子ども・子育て支援制度の概要.....	2
3 計画の位置づけ .....	5
4 計画策定経過など.....	6
5 計画の期間と進捗管理 .....	6
<b>第2章 子どもを取り巻く現状と今後の方向性</b> .....	<b>7</b>
1 伊丹市の人口 .....	7
2 伊丹市における出生の状況 .....	10
3 伊丹市における結婚の状況 .....	11
4 伊丹市における就労の状況 .....	12
5 就学前児童の状況.....	13
6 子ども・子育て支援に関する調査の結果と分析（保護者調査） .....	15
7 子ども本人（小学生・中学生・高校生）に関する調査の結果と分析.....	20
8 今後の方向性 .....	24
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>25</b>
1 基本理念.....	25
2 基本目標と基本施策.....	25
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>28</b>
基本施策1 子どもの健やかな育ちのための支援 .....	28
基本施策2 すべての子どもが社会を生き抜くことのできる力の養成.....	32
基本施策3 すべての子どもの健全育成に向けた環境の整備.....	40
基本施策4 社会的支援を必要とする子どもが健やかに育つ社会の構築.....	43
基本施策5 多様性を尊重した家庭と職業生活の両立支援 .....	50
基本施策6 子育て家庭を支援する環境の整備.....	52
基本施策7 子育てを支援する地域における事業の展開.....	55
基本施策8 安全・安心の子育て社会をつくるための事業の推進 .....	57
<b>第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制</b> .....	<b>60</b>
1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方.....	60
2 教育・保育の量の見込みと提供体制 .....	62
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制 .....	64
<b>資料</b> .....	<b>81</b>
1 伊丹市子ども・子育て審議会開催経過 .....	81
2 伊丹市子ども・子育て審議会委員名簿 .....	82



## 第1章

## 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国においては、急速な少子化の進行や待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなどの子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年（2012年）8月に、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援に係る新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度（2015年度）から施行されました。「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村においては、「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

伊丹市においても、「子ども・子育て関連3法」の趣旨を踏まえ、平成27年（2015年）1月に伊丹市子ども・子育て支援計画（以下、第1期計画）を策定し、令和2年（2020年）3月には第2期伊丹市子ども・子育て支援事業計画（以下、第2期計画）を策定し、伊丹市の実情に応じた質の高い幼児教育・保育の提供及び地域の子育て支援の充実に関わる様々な施策を推進してきました。

その後、国では、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和4年（2022年）6月に成立し、令和5年（2023年）4月に施行されました。また、令和5年（2023年）12月には、こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、子ども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す「こども未来戦略」（令和5年（2023年）12月閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年（2024年）6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育の推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計が令和7年度（2025年度）に創設され、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度が令和8年度（2026年度）に創設されることになりました（令和10年度（2028年度）までに段階的に導入）。

このような背景の中で、伊丹市では、第2期計画が令和6年度（2024年度）で計画期間が満了することから、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画期間とする第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画（以下、第3期計画）を策定します。この計画では、「こどもまんなか社会」の実現を目指し、すべての子どもの育ちとすべての子育て家庭を支援し、一人ひとりの子どもが健やかに成長できるよう、伊丹市を取り巻く新たな課題の解決に向けて取り組みを進めます。

## 2 子ども・子育て支援制度の概要

### (1) 「子ども・子育て関連3法」について

次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。また、「子ども・子育て支援制度」は、これらの法律に基づくものです。

- ① 子ども・子育て支援法（平成24年（2012年）法律第65号）
- ② 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年（2012年）法律第66号）
- ③ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年（2012年）法律第67号）

### (2) 子ども・子育て支援制度の内容

「子ども・子育て支援制度」とは、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供や、待機児童の解消、地域の子ども・子育て支援の充実などを目指しています。この制度では、消費税の引き上げによる財源を活用して、計画的に子ども・子育て支援の量や質の拡充を図ります。

#### ① 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援制度における給付は、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つに大きく分かれており、子ども・子育て支援給付は、さらに教育・保育給付の「施設型給付」及び「地域型保育給付」に分かれます。

##### 【子ども・子育て支援給付】

種類	対象事業
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

#### ② 教育・保育給付認定区分

幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業を利用する子どもについては、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています。

##### 【教育・保育給付認定区分】

1号認定	満3～5歳児が、制度移行した幼稚園、認定こども園を利用するために必要な認定
2号認定	満3～5歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定
3号認定	満3歳児を除く0～2歳児が、保育所、認定こども園等を利用するために必要な認定

③ 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て家庭等を対象として、以下の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化されており、各市町村が地域の实情に応じて推進することとされています。

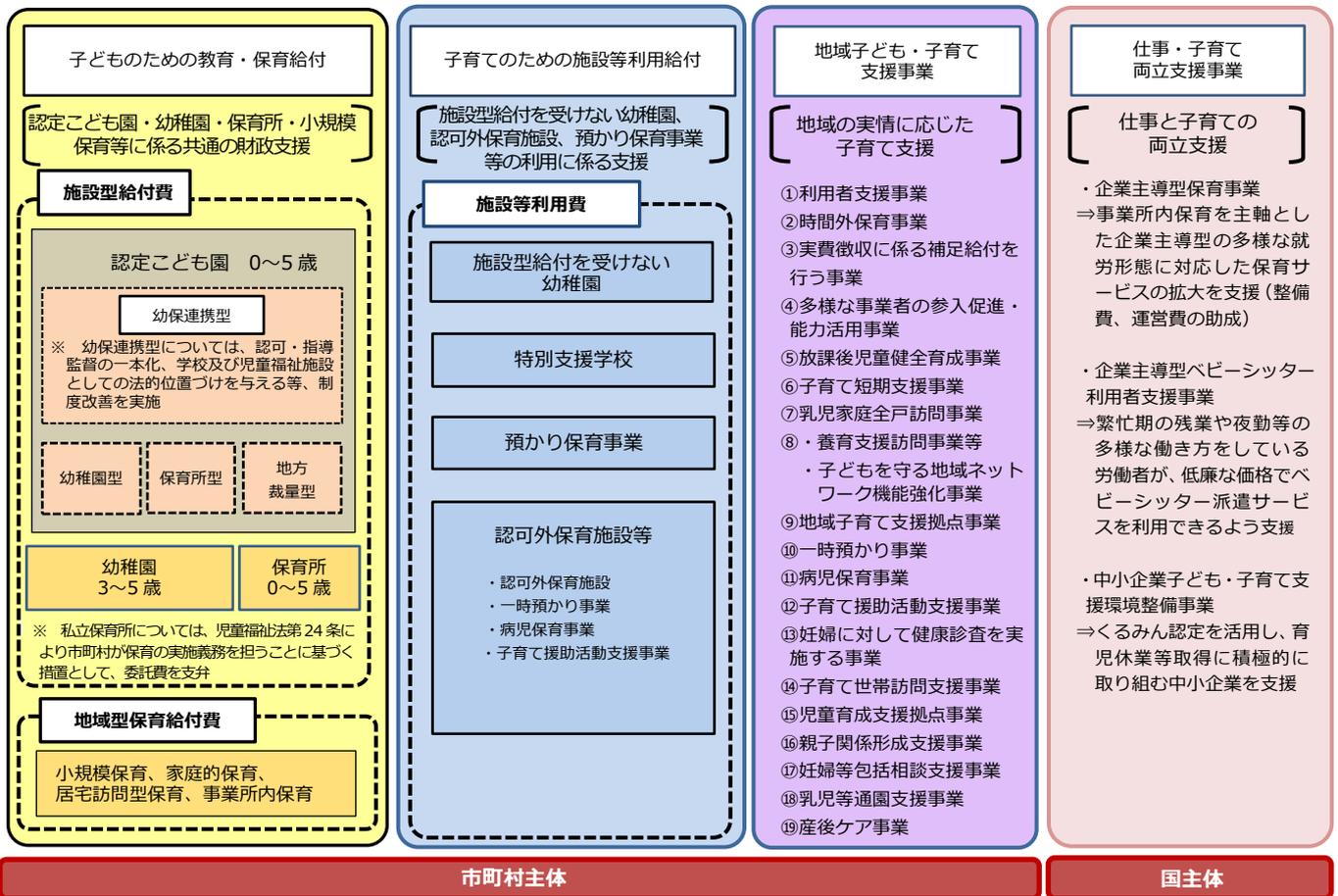
【地域子ども・子育て支援事業】

- 利用者支援事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 病児保育事業
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業
- 時間外保育事業（延長保育事業）
- 多様な主体の参入促進事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 一時預かり事業
- 子育て援助活動支援事業（育児ファミリー・サポート・センター事業）

【追加された事業】

- 子育て世帯訪問支援事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業

図表 制度における給付・事業の全体像



こども未来戦略〈加速化プラン〉に基づく給付等の拡充

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

- 児童手当の抜本的拡充 [令和6年10月分から]
- ・所得制限を撤廃
- ・高校生年代まで延長
- ・第3子以降は3万円

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

- 妊婦のための支援給付の創設 [令和7年4月制度化]
- 10万円相当の経済的支援

2. すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充

- 妊婦等包括相談支援事業の創設 [令和7年4月]
- 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる
- 乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設 [令和8年4月給付化]
- 月一定時間までの枠の中で時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み
- 児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育での推進

- 出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割程度に）[令和7年4月]
- 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを推進
- 育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）[令和7年4月]
- 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給
- 育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設 [令和8年10月]

■子ども・子育てに関する法律・制度等の経緯

	法律・制度等	内容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定 子どもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困対策に関する大綱（第2次）改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱（第4次）改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進大綱（第3次）改定	・すべての子供・若者の健やかな育成、困難を有する子供・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、子供・若者の成長のための社会環境の整備、子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和 4 年 (2022 年)	こども基本法成立 (令和 5 年 4 月 1 日施行)	・子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
令和 5 年 (2023 年)	こども大綱の閣議決定 (令和 5 年12月22日)	・こども基本法に基づき、子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策推進法改正	・令和17年（2035年）3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の一部改正 (令和 6 年 6 月 5 日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正 (令和 6 年 6 月 26 日)	・法律の題名を「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」とする。 ・こども大綱の記述を踏まえて、目的及び基本理念において、解消すべき「こどもの貧困」を具体化

### 3 計画の位置づけ

#### (1) 国との関係

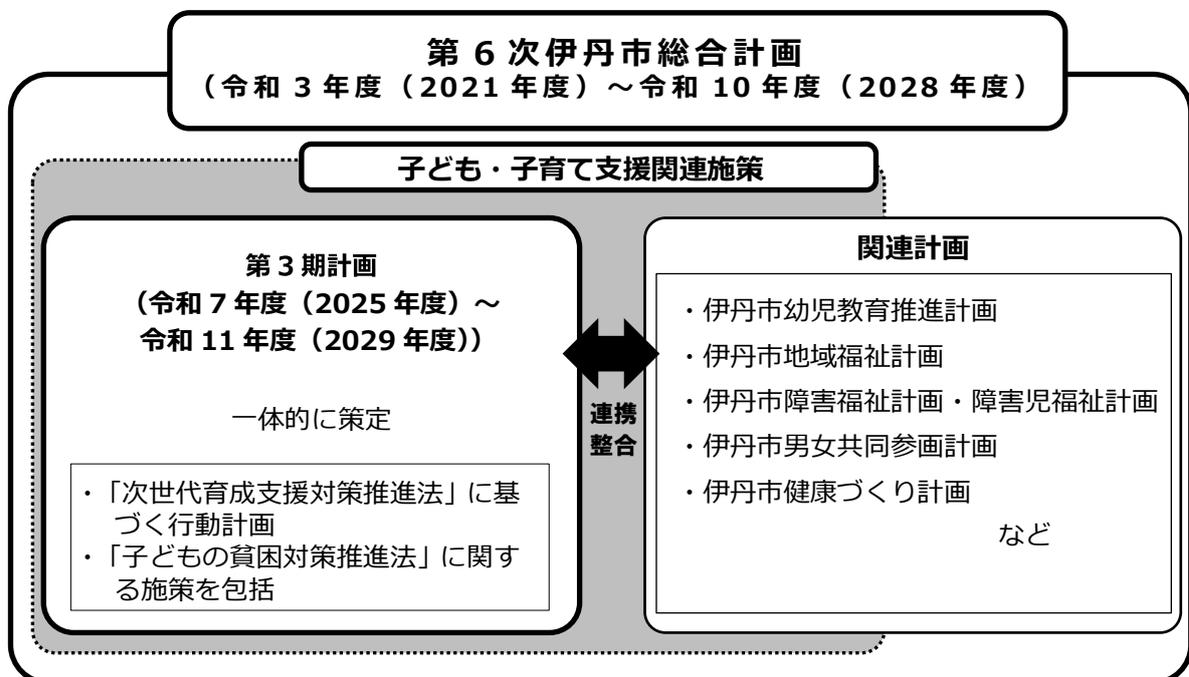
この計画は、子ども・子育て支援法及び国より示された「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、伊丹市の地域性や独自性を踏まえ、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により策定するものです。

また、「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画と一体的に策定するとともに、「子どもの貧困対策推進法」に関する施策を包括するものとします。

#### (2) 第6次伊丹市総合計画及び他の関連計画との関係

この計画は、第6次伊丹市総合計画の政策大綱2「育ち・学び・共生社会」の実現を図る子ども・子育て分野の部門別計画として位置づけるとともに、伊丹市次世代育成支援行動計画「愛あいプラン」を引き継ぐものとして策定します。

また、この計画には、子どもと子育てを取り巻く教育、保健、医療、福祉、労働、住宅・都市基盤整備などの分野における「伊丹市幼児教育推進計画」、「伊丹市地域福祉計画」、「伊丹市障害児福祉計画」、「伊丹市男女共同参画計画」などの関連計画との連携・整合を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



### (3) 対象など

この計画の主たる対象は、子どもと子育て家庭（保護者）とします。この計画における「子ども」とは、乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとし、「子育て家庭」とは妊娠期を含むすべての子育て家庭とします。

また、この計画は、すべての子どもの「育ち」と保護者の「子育て」を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、地域、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するための計画として位置づけます。

## 4 計画策定経過など

この計画の策定にあたり、子ども本人及び子育て当事者の意見やニーズを的確に反映させるため、「伊丹市子ども・子育て支援に関する調査」を実施し、様々な視点から分析を行いました。

調査結果から把握した子育て支援に関するニーズをもとに、現状のサービス基盤を踏まえつつ、この計画への子ども本人及び子育て当事者の意見を反映するとともに、伊丹市における子ども・子育て支援施策を子ども本人及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による子どもの保護者、学識経験者、関係団体や労働者を代表する者などで構成する「伊丹市子ども・子育て審議会」を設置し、計画の内容について審議しました。

#### 【伊丹市子ども・子育て支援に関する調査の実施状況】

区分	対象者	標本数	配布・回収方法	調査期間 (令和5年 (2023年))	有効回収数 有効回収率
保護者調査	就学前児童の保護者	1,800人	郵送配布・郵送回収	11/1～11/20	972件 54.0%
	小学生の保護者	1,635人	学校配布・学校回収	11/15～11/27	1,396件 85.4%
子ども本人調査	小学生	861人	学校配布・学校回収	11/15～11/27	729件 84.7%
	中学生	960人	学校配布・学校回収	11/15～11/27	856件 89.4%
	高校生 (市立伊丹高等学校)	691人	学校配布・WEB回答	11/30～12/15	649件 93.9%

※高校生は市外在住生徒を含む

## 5 計画の期間と進捗管理

子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間を計画の期間とします。

計画の進捗管理については、伊丹市子ども・子育て審議会において、計画の実施状況を評価し、事業の実施状況などを毎年ホームページで公表します。また、必要に応じて、計画期間の中間年にあたる令和9年度（2027年度）に見直しを実施します。

計画は、国や兵庫県、近隣市と連携し、相互に協力して推進します。

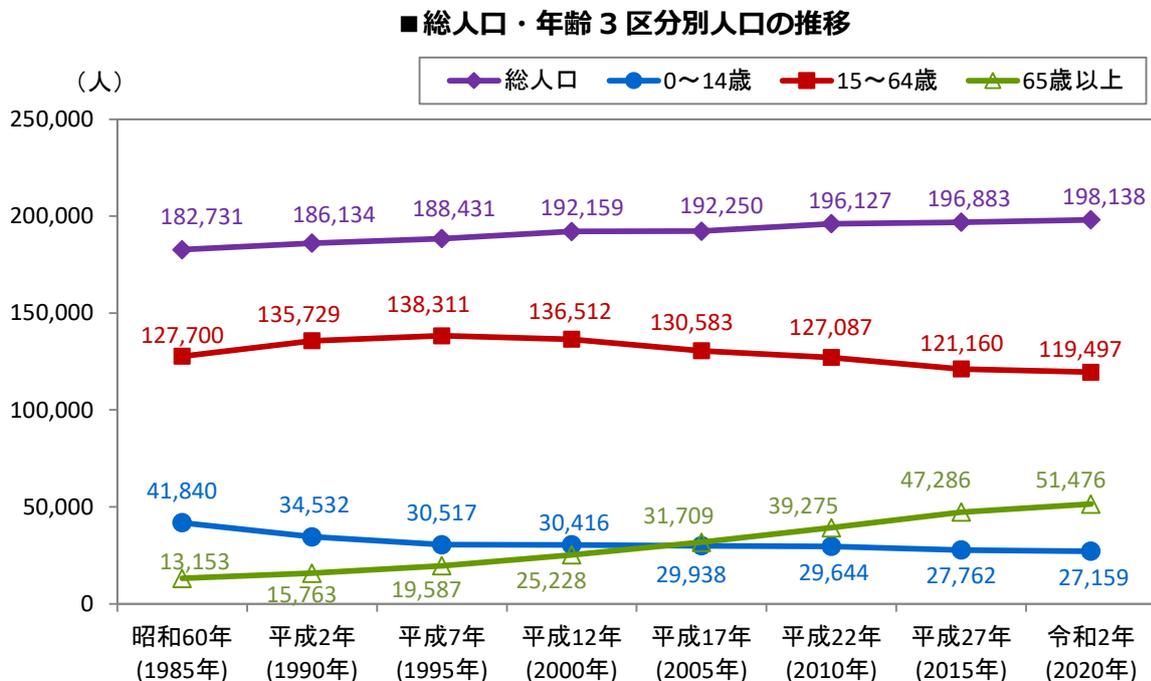
## 第2章

# 子どもを取り巻く現状と今後の方向性

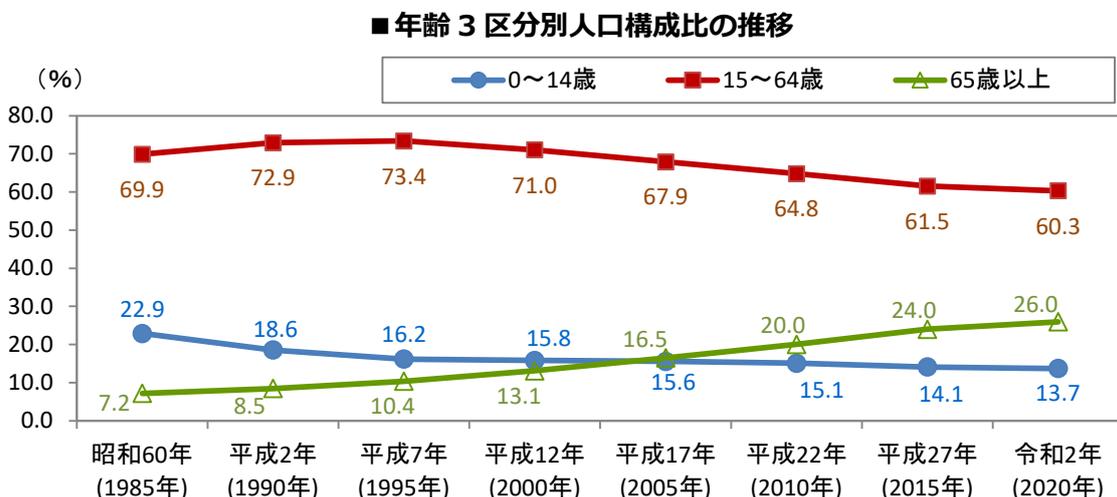
### 1 伊丹市の人口

#### (1) 人口の推移

わが国では急速な人口減少時代が加速している中、国勢調査による伊丹市の人口をみると、総人口は微増し続けています。しかしながら、昭和60年（1985年）からの年齢3区分別人口をみると、0～14歳の年少人口が減少傾向にある一方、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。平成17年（2005年）に0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口が逆転して以降、少子高齢化が進行するとともに、15～64歳の生産年齢人口も減少が続いています。



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

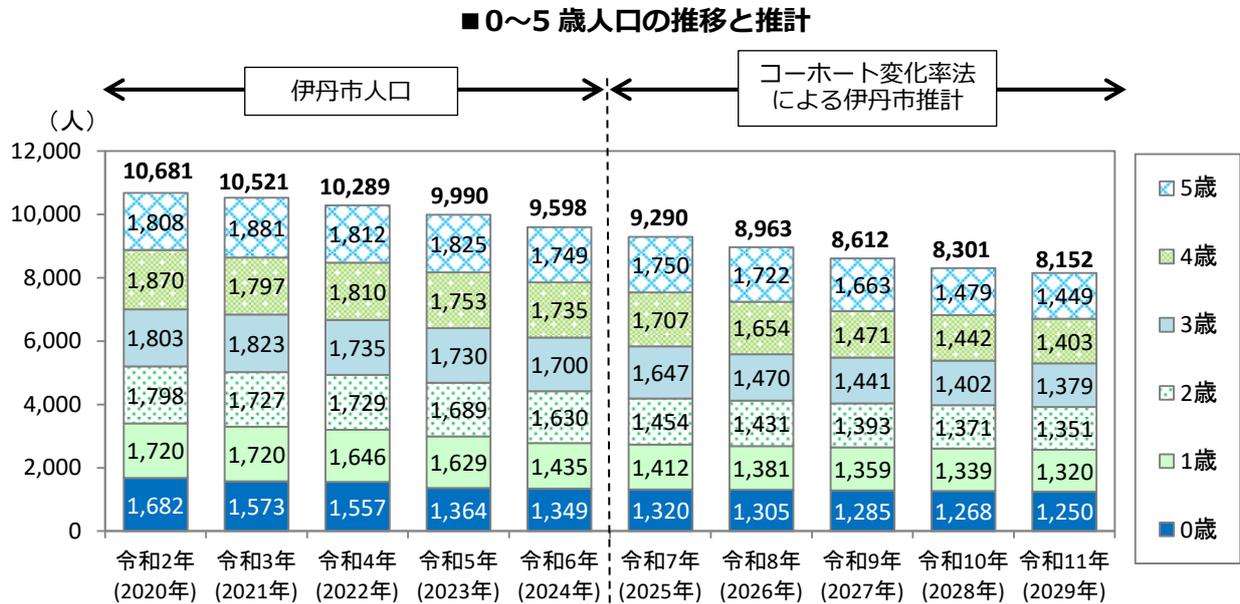


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

## 第2章 子どもを取り巻く現状と今後の方向性

### (2) 子ども人口の推移と推計

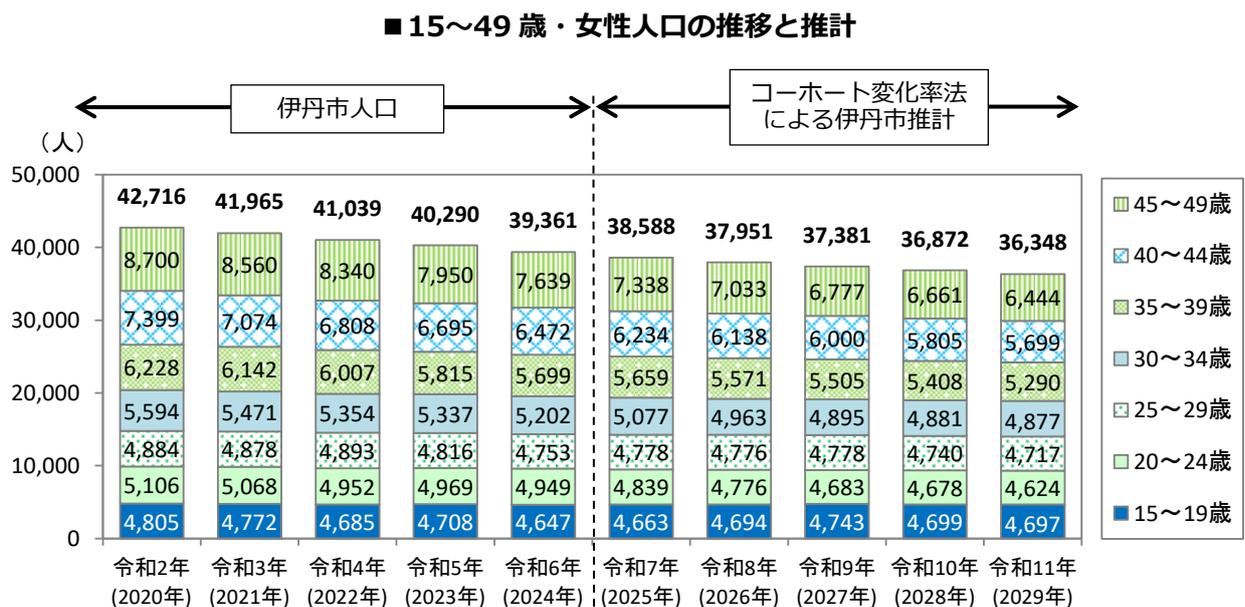
近年の伊丹市の0～5歳の人口の合計は減少傾向にあります。今後も出生数の減少などにより、令和7年(2025年)以降も減少が続くと見込まれます。



資料：伊丹市住民基本台帳人口（令和2年（2020年）～令和6年（2024年））、  
 コーホート変化率法による伊丹市推計（令和7年（2025年）～令和11年（2029年））  
 （各年4月1日時点）

### (3) 女性人口の推移と推計

近年の伊丹市の15～49歳の女性人口は減少傾向にあります。今後も出産が可能と考えられる女性の将来人口は減少傾向となり、出生数にも影響することが予測されます。

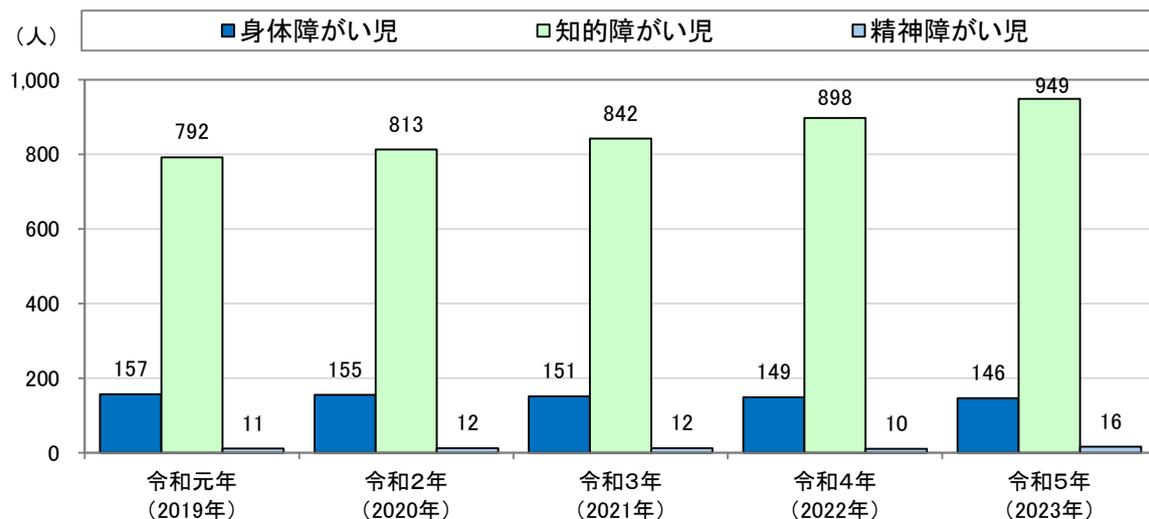


資料：伊丹市住民基本台帳人口（令和2年（2020年）～令和6年（2024年））、  
 コーホート変化率法による伊丹市推計（令和7年（2025年）～令和11年（2029年））  
 （各年4月1日時点）

#### (4) 障がい児童（18歳未満）の状況

伊丹市における18歳未満の身体障害者手帳所持者数は、令和元年（2019年）の157人から減少傾向にあり、令和5年（2023年）で146人となっています。また、療育手帳所持者数は、令和元年（2019年）の792人から増加傾向にあり、令和5年（2023年）で949人となっています。精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年（2019年）の11人から横ばい傾向にありましたが、令和5年（2023年）に16人と増加しています。

■ 障がい児数の推移

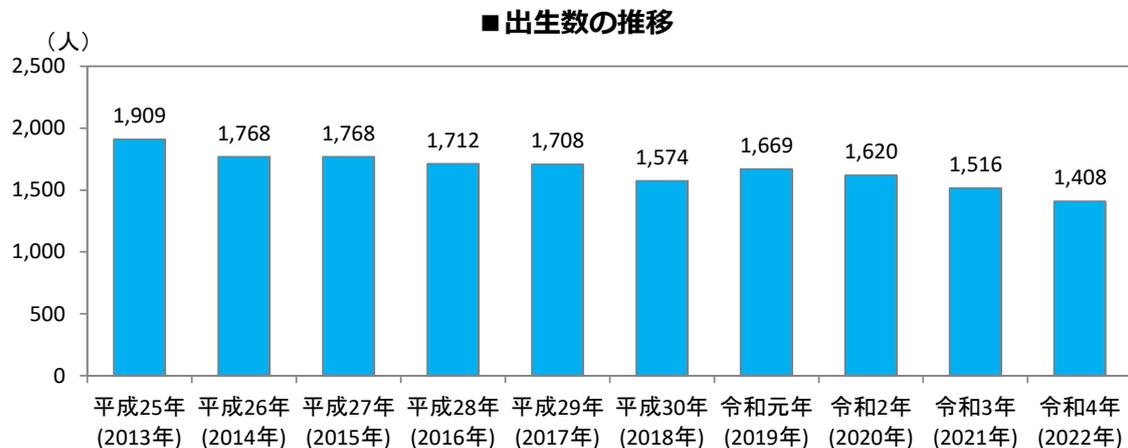


資料：伊丹市資料（令和6年（2024年））

## 2 伊丹市における出生の状況

### (1) 出生数の推移

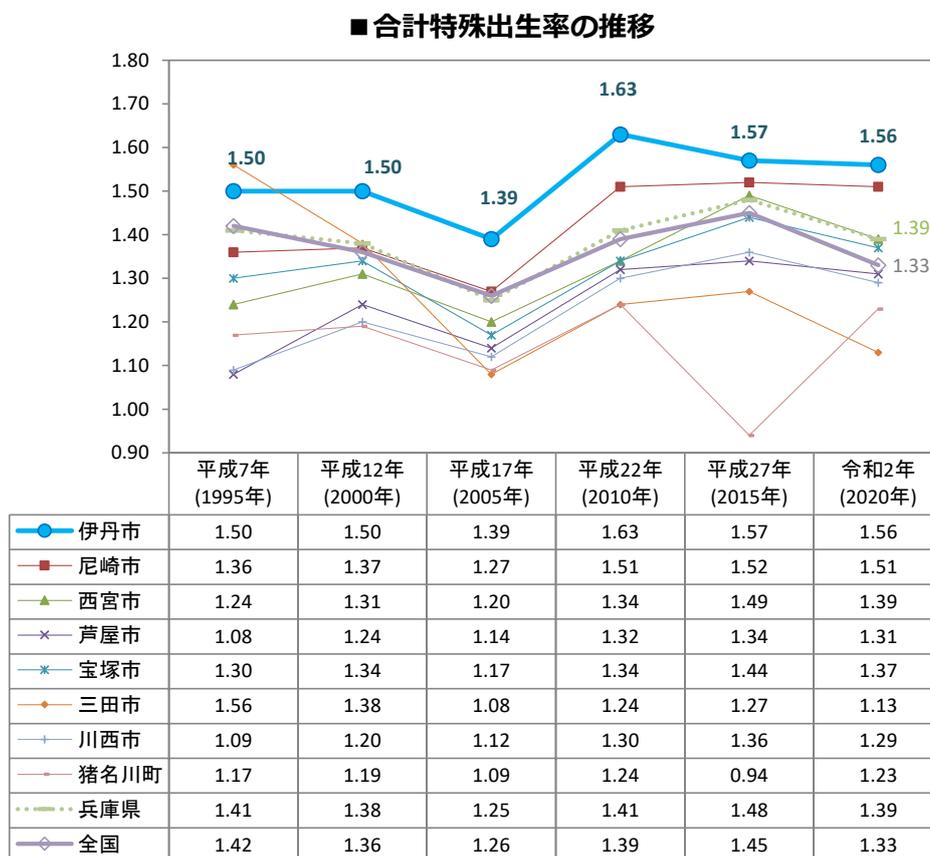
平成25年（2013年）からの伊丹市の出生数の推移をみると、年による変動はあるものの、概ね減少傾向にあります。



資料：兵庫県保健統計年報

### (2) 合計特殊出生率の推移

伊丹市の合計特殊出生率は低下傾向を経て、平成22年（2010年）に1.63と高まりましたが、令和2年（2020年）に1.56となっています。県や国の値を上回って推移しており、近隣自治体と比較しても高い値となっています。

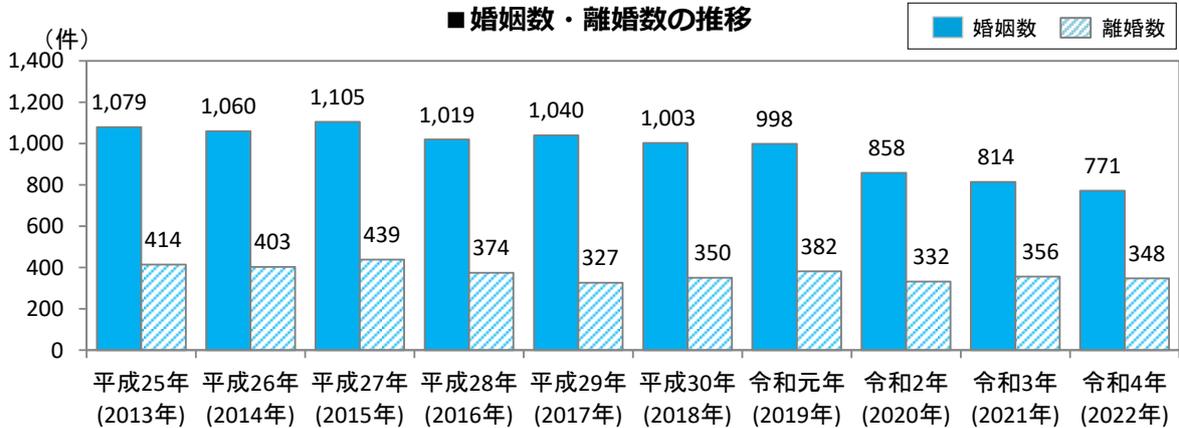


資料：兵庫県保健統計年報

### 3 伊丹市における結婚の状況

#### (1) 婚姻・離婚の状況

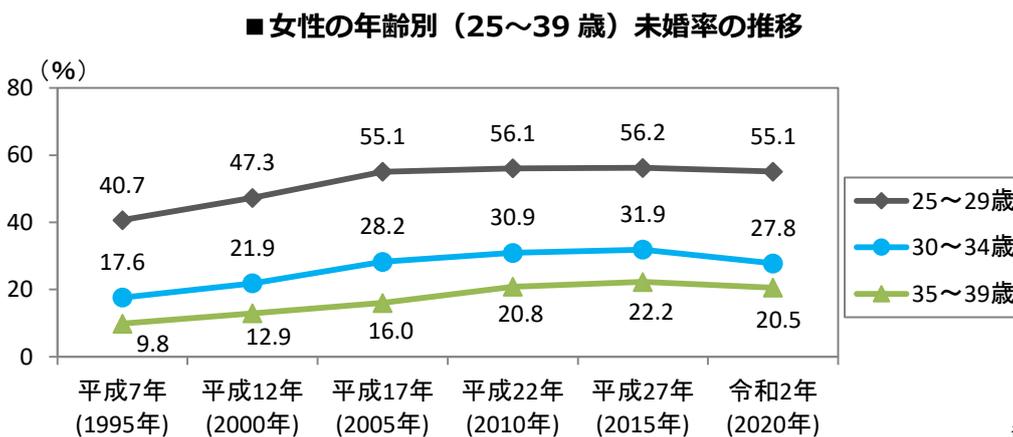
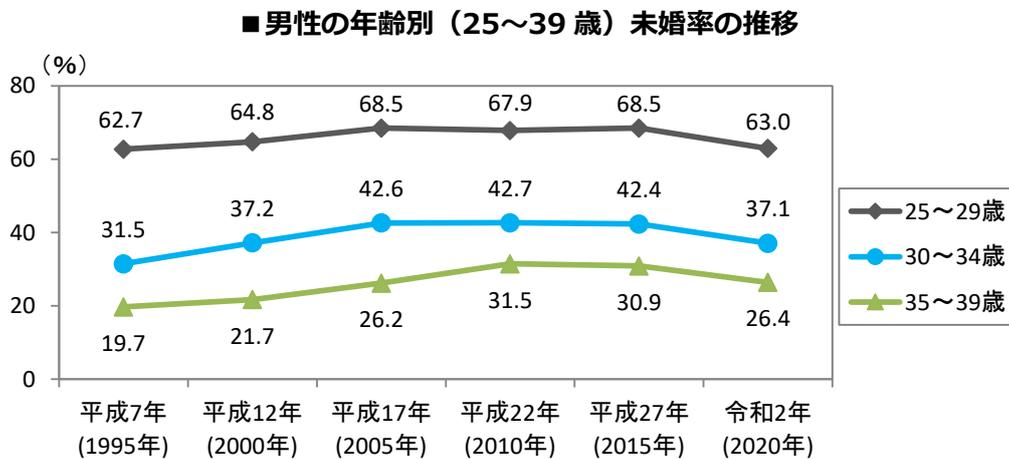
伊丹市の婚姻数について、過去10年間をみると、平成30年（2018年）まで1,000件を超えておおむね横ばい傾向にありましたが、令和元年（2019年）に1,000件を下回り、以降減少傾向で推移しています。



資料：兵庫県保健統計年報

#### (2) 男女別年齢5歳階級別未婚率の推移

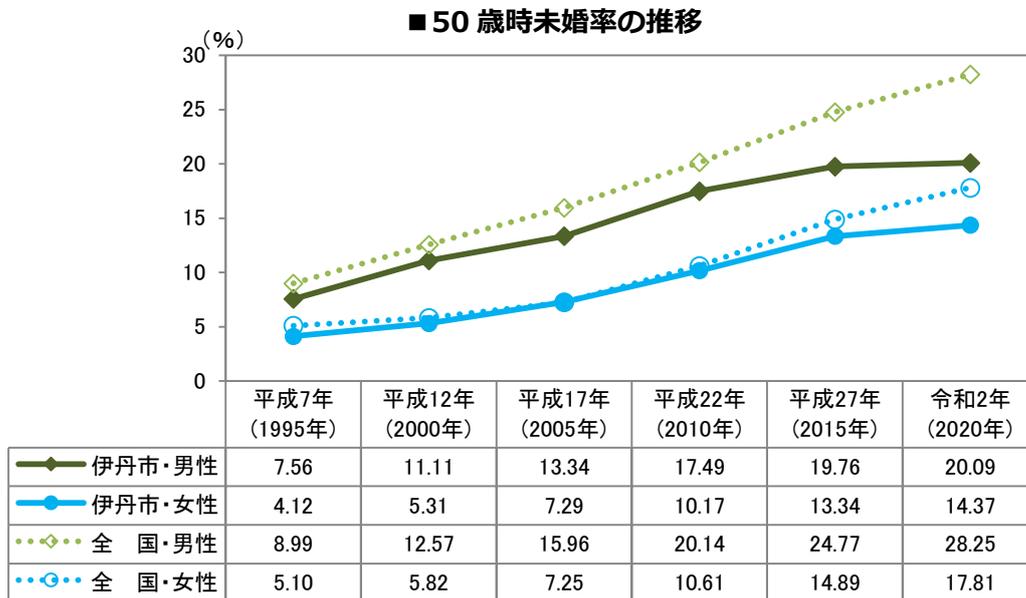
伊丹市における25～39歳の未婚率は、平成27年（2015年）まで上昇傾向にあり、男女とも晩婚化の進行がうかがえましたが、令和2年（2020年）に低下しています。



資料：国勢調査

### (3) 50歳時未婚率の推移

伊丹市における50歳時点での未婚割合（45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均）は、男女ともに全国よりも低い値で推移しています。



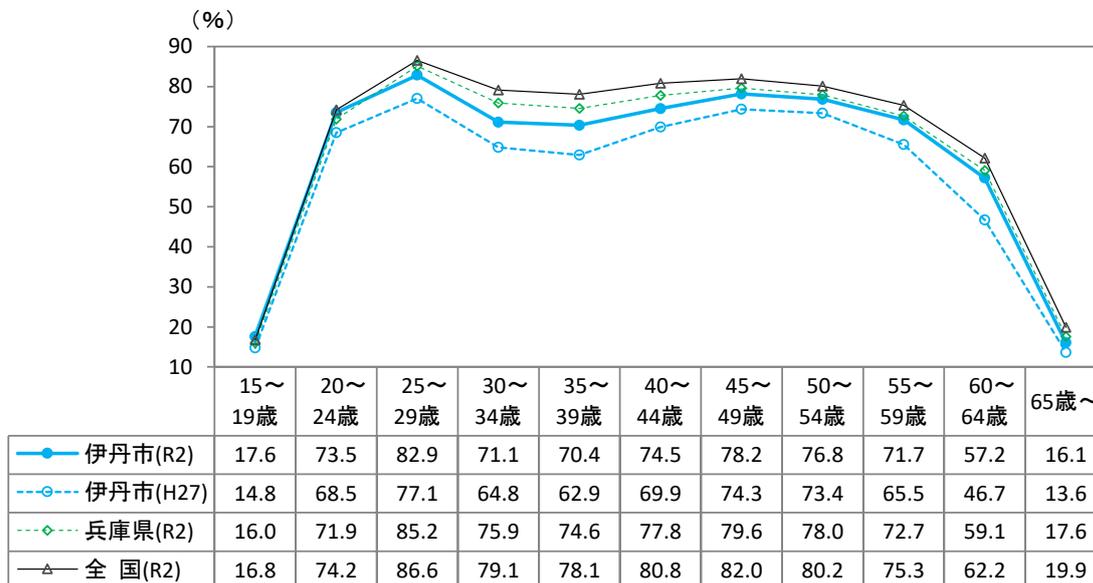
資料：伊丹市は「国勢調査」、全国は社人研「人口統計資料集（2024年）」より算出。

## 4 伊丹市における就労の状況

### (1) 就労の状況

令和2年（2020年）における伊丹市の女性の労働力率を年齢5歳階級別にみると、M字型カーブを描いており、35～39歳でM字の底となっています。25歳以上の各年齢階層で、県や国より低い値となっています。また、平成27年（2015年）の伊丹市の値と比べると、各年齢階層で労働力率は上昇しています。

#### ■ 年齢5歳階級別・女性の労働力率の推移（平成27年（2015年）・令和2年（2020年））

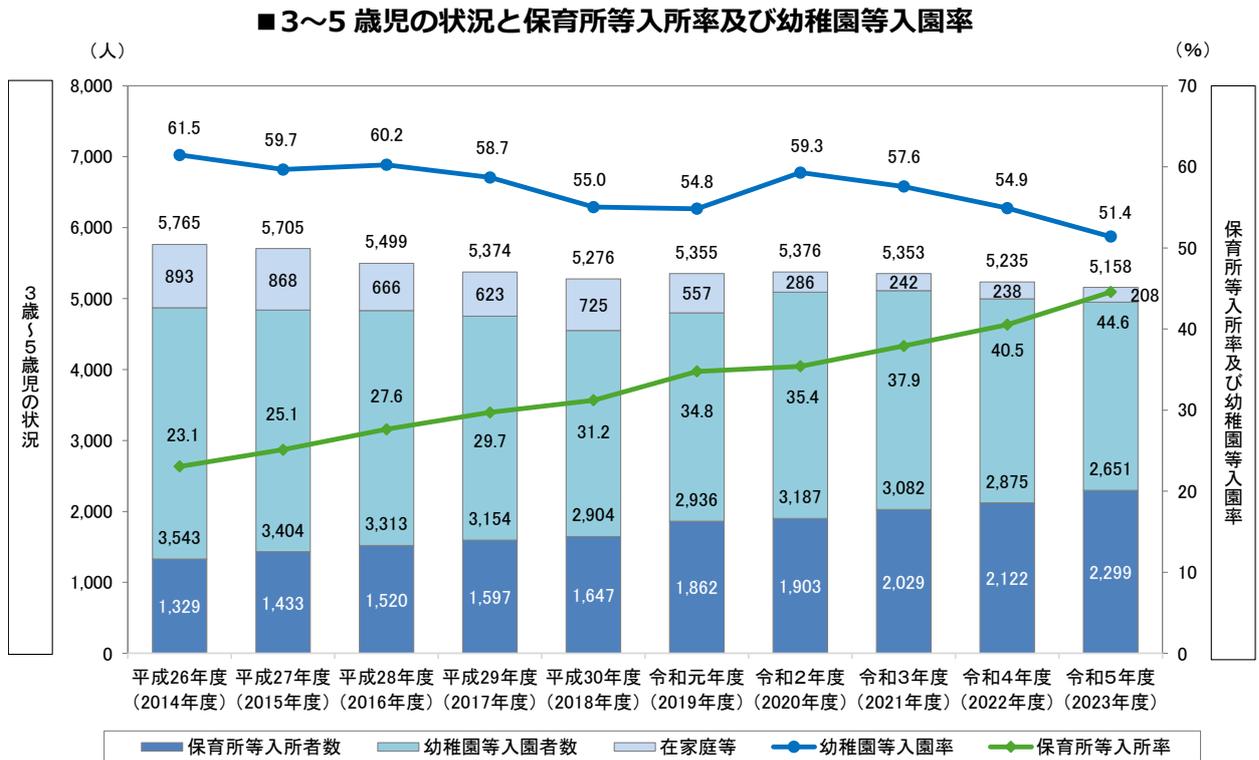


資料：国勢調査 ※労働力率は15歳以上人口に占める労働力人口の割合。不詳を除いて算出。

## 5 就学前児童の状況

### (1) 就学前児童（3～5歳児）の保育所等・幼稚園等利用状況

伊丹市の3～5歳児の状況をみると、幼稚園等入園者、保育所等入所者、在家庭等の順に多くなっています。幼稚園等入園率は過半数となっており、年による増減を経て、近年は減少傾向となり、令和5年度（2023年度）に51.4%となっています。また、保育所等入所率は年々増加しており、令和5年度（2023年度）に44.6%となっています。



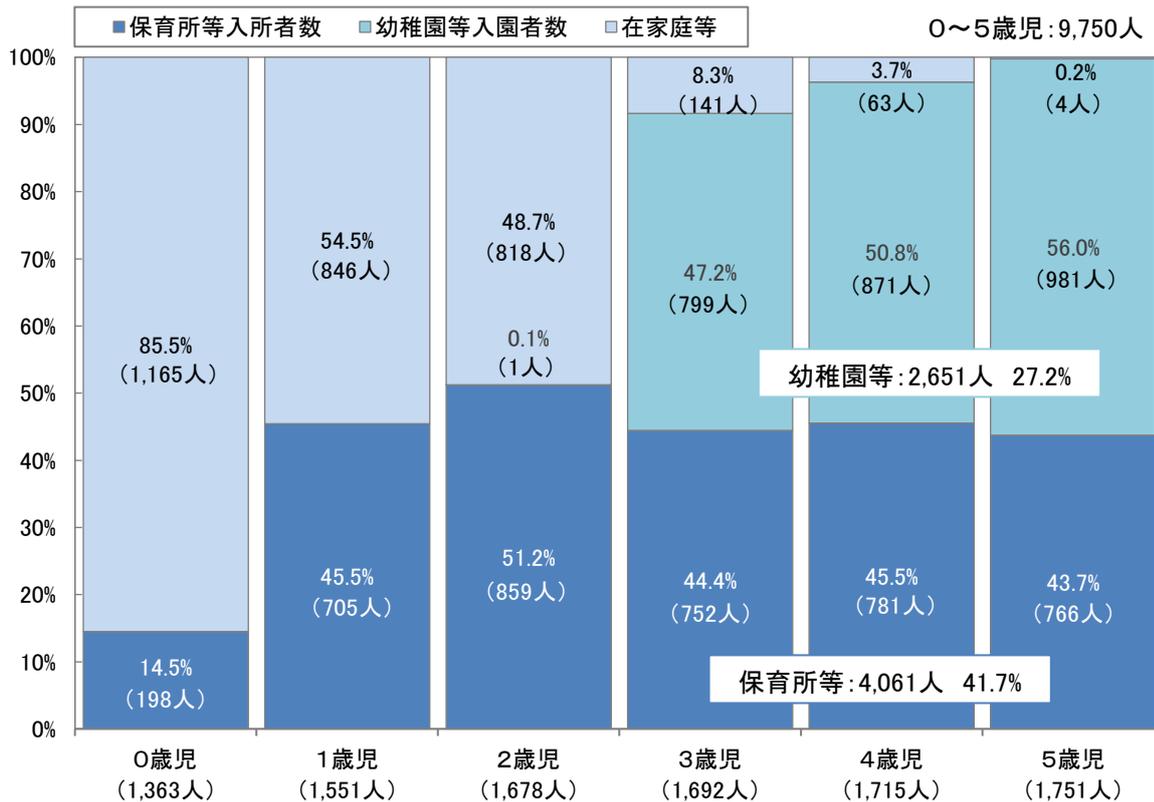
保育所等入所者数（各年4月1日時点）・幼稚園等入園者数（各年5月1日時点）＝伊丹市資料より  
 基礎幼児数＝伊丹市推計人口（各年5月1日時点）

※在家庭等には、認可外保育施設を利用する児童を含みます。  
 ※保育所等…保育所、地域型保育事業及び認定こども園（保育所機能部分）  
 ※幼稚園等…幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）

(2) 年齢別就学前児童の居場所

令和5年度(2023年度)の就学前児童について年齢別にみると、「在家庭等」は0歳児で85.5%、1歳児で54.5%、2歳児で48.7%、3歳児で8.3%となっています。一方、「幼稚園等」の利用者は、3歳児で47.2%、4歳児で50.8%、5歳児で56.0%となっています。また「保育所等」の利用者は0歳児で14.5%、1歳児で45.5%、2歳児で最も多く51.2%で、3~5歳児では4割以上となっています。

■ 年齢別就学前児童の居場所 (令和5年度(2023年度))



幼稚園等(5月1日時点)・保育所等(4月1日時点) = 伊丹市資料より  
 基準人口 = 伊丹市推計人口(5月1日時点)

※在家庭等には、認可外保育施設を利用する児童を含みます。

※保育所等…保育所、地域型保育事業及び認定こども園(保育所機能部分)

※幼稚園等…幼稚園及び認定こども園(幼稚園機能部分)

※構成比については端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

## 6 子ども・子育て支援に関する調査の結果と分析（保護者調査）

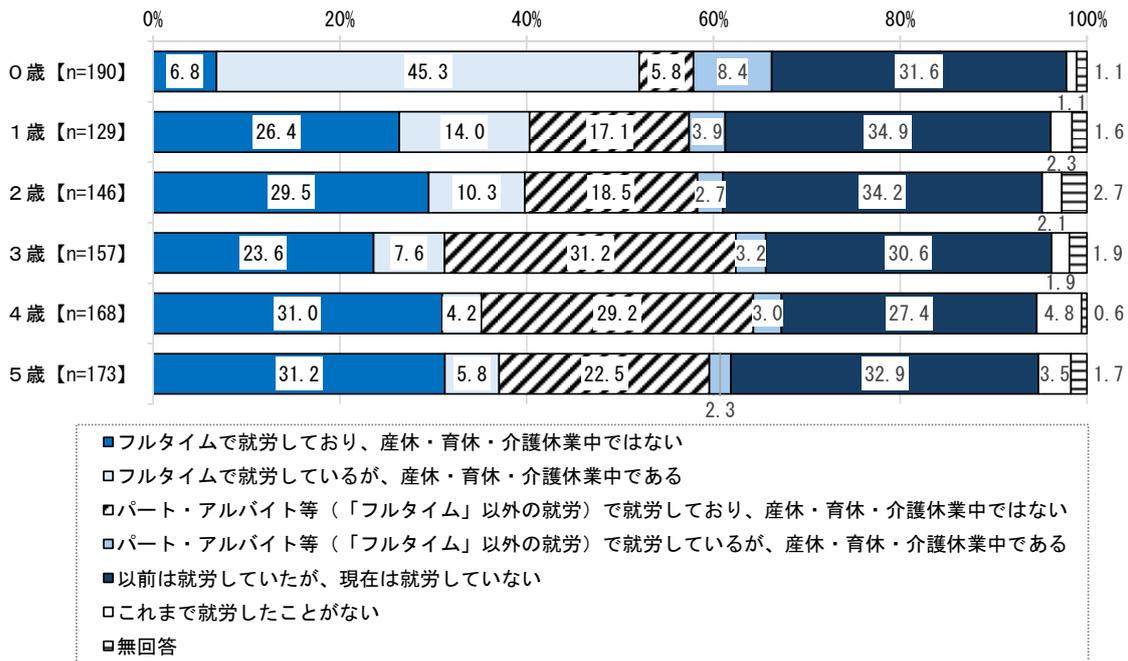
第3期計画の策定にあたって実施した伊丹市子ども・子育て支援に関する調査の結果のうち、子ども・子育て支援事業の量の見込み・提供体制に関わる主要事項の分析は、以下のとおりとなっています。なお、調査結果は、別途、伊丹市子ども・子育て支援に関する調査結果報告書にまとめています。

### (1) 保護者の働き方 ～現在と将来の希望～

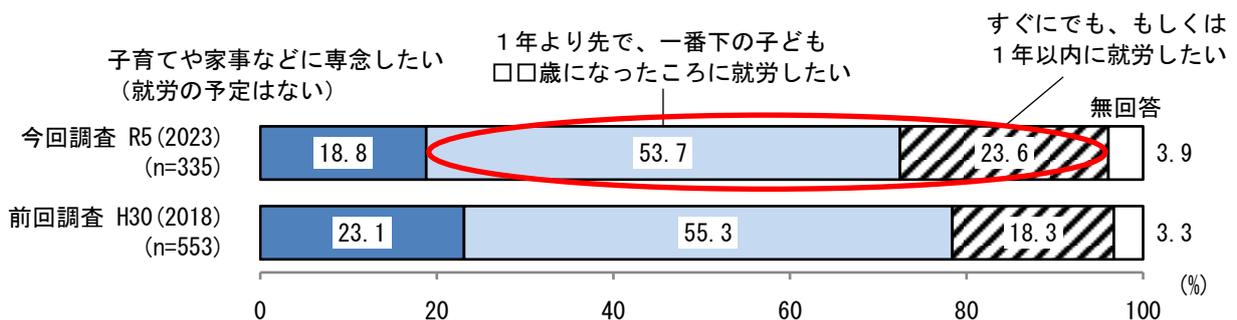
保護者の就労状況については、フルタイムで就労する母親（産休・育休中を含む）の割合は、子どもが0歳では約5割と最も高く、1歳と2歳では約4割、3歳から5歳では約3割と、年齢が上がるとともに減少傾向にあります。また、パート・アルバイトで就労する母親（産休・育休中を含む）の割合は、子どもが0歳では約1割と最も低いですが、1歳と2歳では約2割、3歳から5歳では2～3割程度と年齢が上がるとともに増加傾向にあります。

また、現在就労していない母親の就労希望については、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が約2割、「1年より先で、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい」が約5割で、就労希望者は合わせて7割を超えており、保護者の就労意向の高まりがあります。

■ 子どもの年齢別にみた母親の就労状況



### ■ 「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」方の就労希望

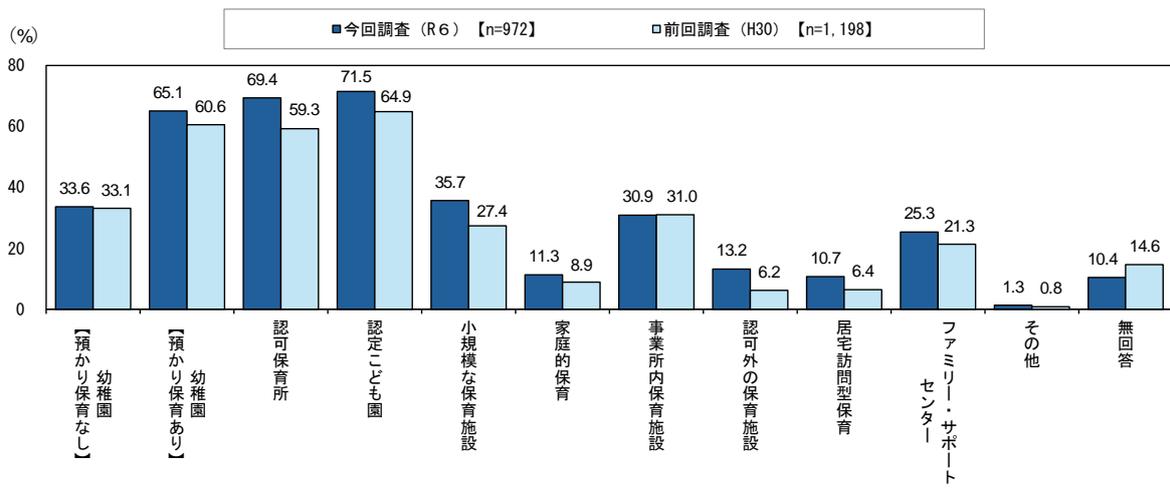


(2) 定期的な幼稚園・保育所などの利用意向

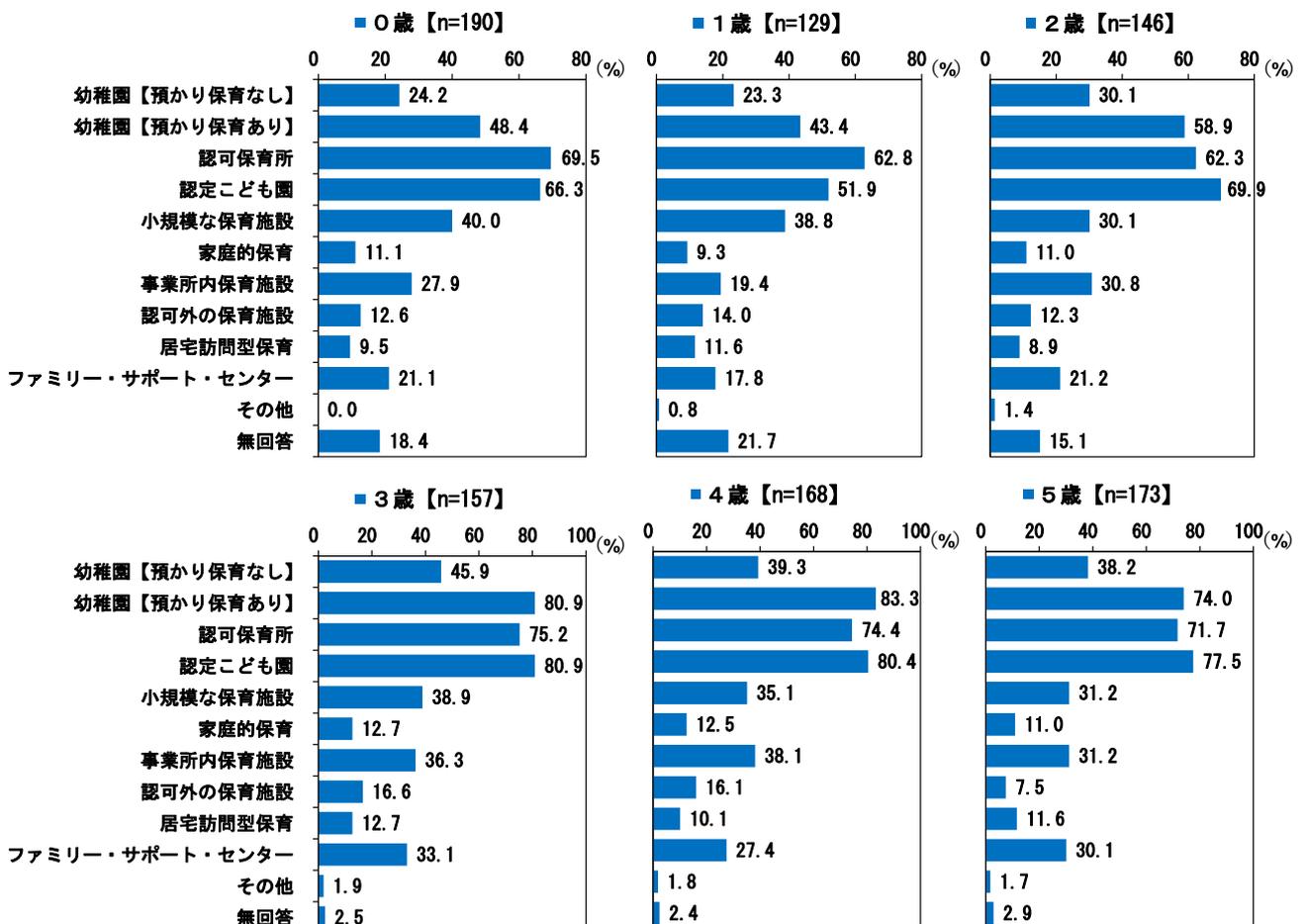
子どもが0～2歳までの保護者にたずねた平日の定期的な利用意向については、前回調査と比べて、認定こども園、認可保育所、預かり保育ありの幼稚園の利用意向が高くなっています。子ども・子育てを取り巻く保育・教育サービスの進展にともない、全体的に前回調査結果よりさらに利用意向が高まっています。

また、年齢別にみると、預かり保育ありの幼稚園の割合は3歳、4歳、5歳で7割を超えており、認可保育所と認定こども園は、全年齢で高い傾向にあることから、多様なニーズに対応できる供給体制が望まれます。

■ 平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用意向(0～2歳の方を対象に質問)



■ 年齢別の平日の定期的な幼稚園・保育所などの利用意向 (複数回答)



(3) 第2期計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）の評価について

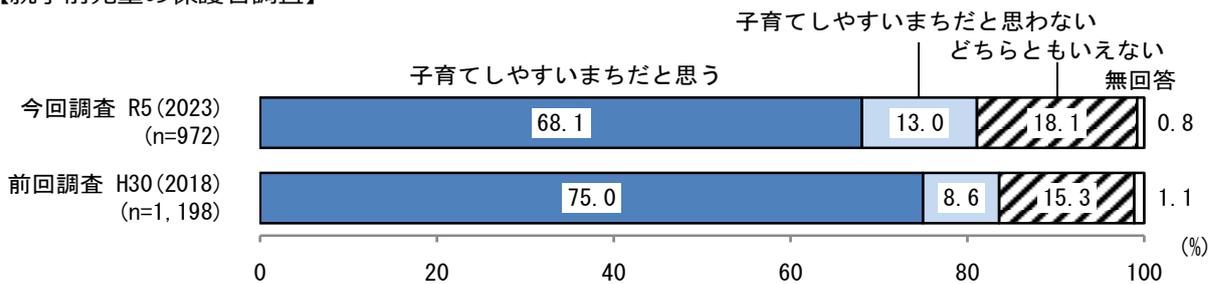
■伊丹市は子育てしやすいまちか

伊丹市は子育てしやすいまちかについては、「子育てしやすいまちだと思う」が就学前児童の保護者調査で68.1%、就学児童の保護者調査で69.4%と多く、「子育てしやすいまちだと思わない」は就学前児童の保護者調査で13.0%、就学児童の保護者調査で9.6%となっており、5年前の前回調査と比較すると、それぞれ「子育てしやすいまちだと思う」と回答した人が減り、「子育てしやすいまちだと思わない」と回答した人が就学前児童の保護者調査では増えていますが、就学児童の保護者調査では減っています。

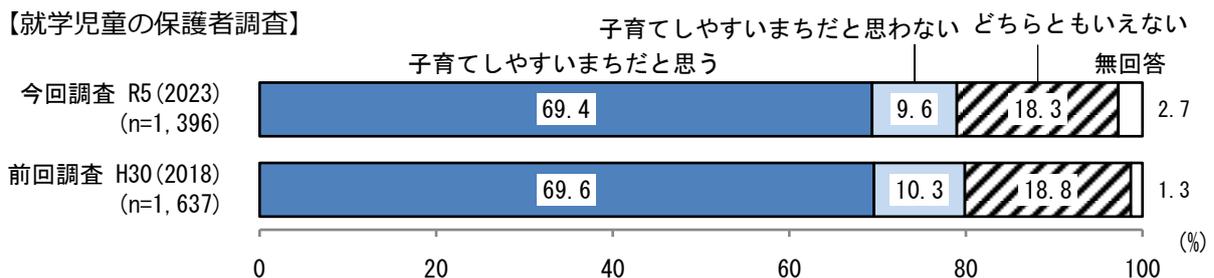
子育てに関する取り組みをさらに進める必要があります。

一方で、「子育てしやすいまちだとは思わない」と回答した人のうち、就学前児童の保護者では、「保育所、幼稚園などに空きがない」、「公園や児童センターなど子どもの遊び場が少ない」などの回答が多く、就学児童の保護者調査では、「公園や児童センターなど子どもの遊び場が少ない」などの回答が多かったことから、第3期計画では、就学前教育・保育施設の充実や、子どもの遊び場・居場所づくり等に取り組む必要があります。

【就学前児童の保護者調査】



【就学児童の保護者調査】



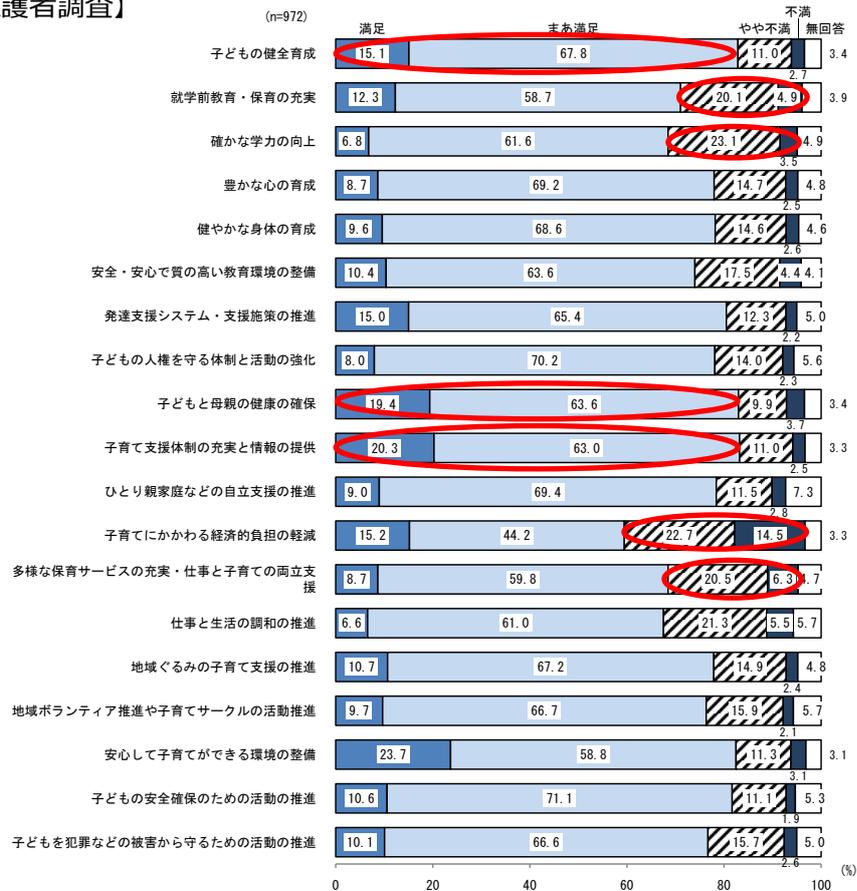
■伊丹市の子育て支援施策・事業の満足度

就学前児童の保護者調査・就学児童の保護者調査ともに、「子育て支援体制の充実と情報の提供」、「子どもと母親の健康の確保」、「子どもの健全育成」の満足度が高く、一方、「子育てにかかわる経済的負担の軽減」、「確かな学力の向上」、「多様な保育サービスの充実・仕事と子育ての両立支援」、「就学前教育・保育の充実」の満足度が低い状況があったことから、第3期計画において、さらに特に取り組みを進める必要があります。

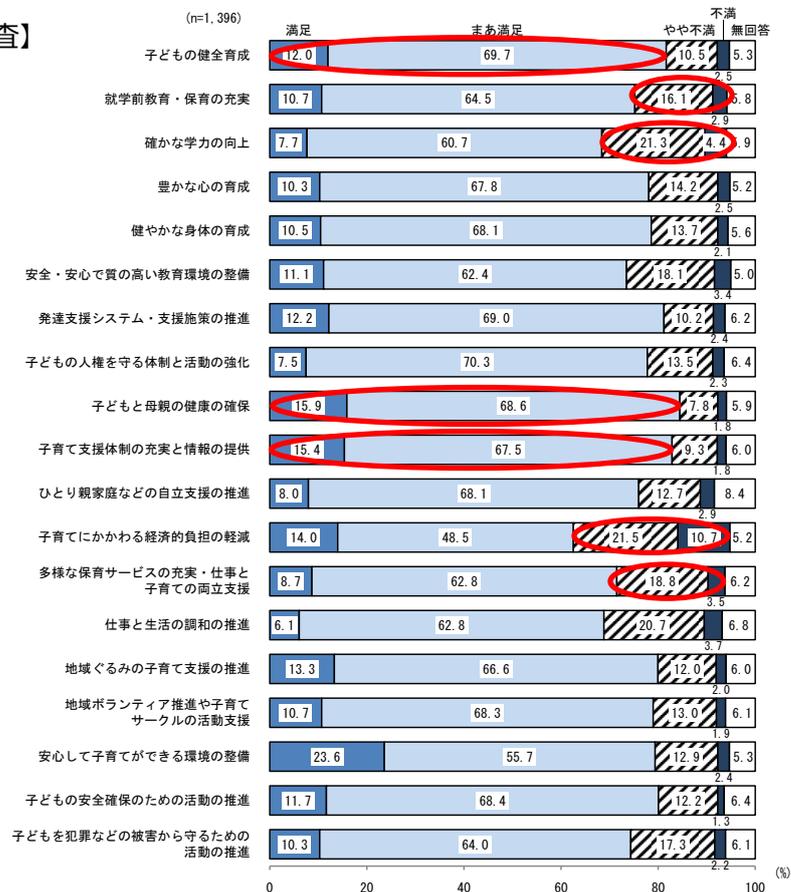
## 第2章 子どもを取り巻く現状と今後の方向性

### ■伊丹市の子育て支援施策・事業の満足度（続き）

#### 【就学前児童の保護者調査】



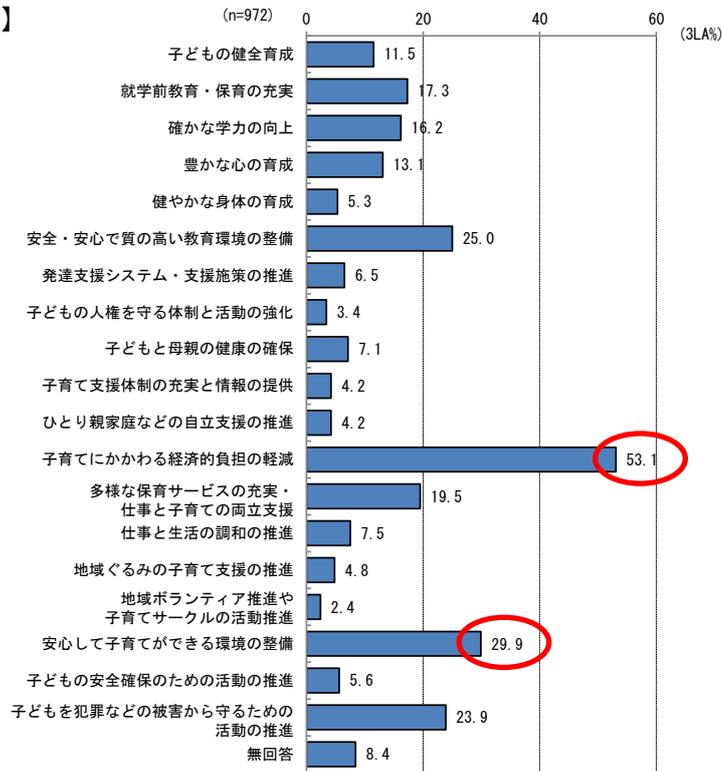
#### 【就学児童の保護者調査】



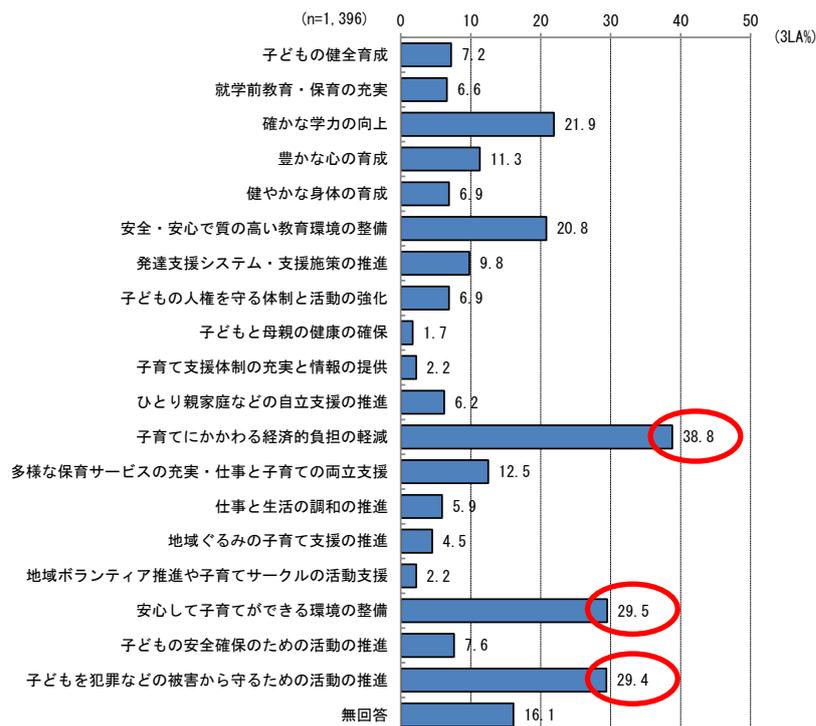
■今後、力を入れていくべき項目

就学前児童の保護者調査では「子育てにかかわる経済的負担の軽減」が 53.1%と最も多く、次いで、「安心して子育てができる環境の整備」が 29.9%となっており、就学児童の保護者調査では「子育てにかかわる経済的負担の軽減」が 38.8%と最も多く、次いで、「安心して子育てができる環境の整備」が 29.5%、「子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進」が 29.4%となっています。ついては、これらの施策の取り組みをさらに強化する必要があります。

【就学前児童の保護者調査】



【就学児童の保護者調査】



## 7 子ども本人（小学生・中学生・高校生）に関する調査の結果と分析

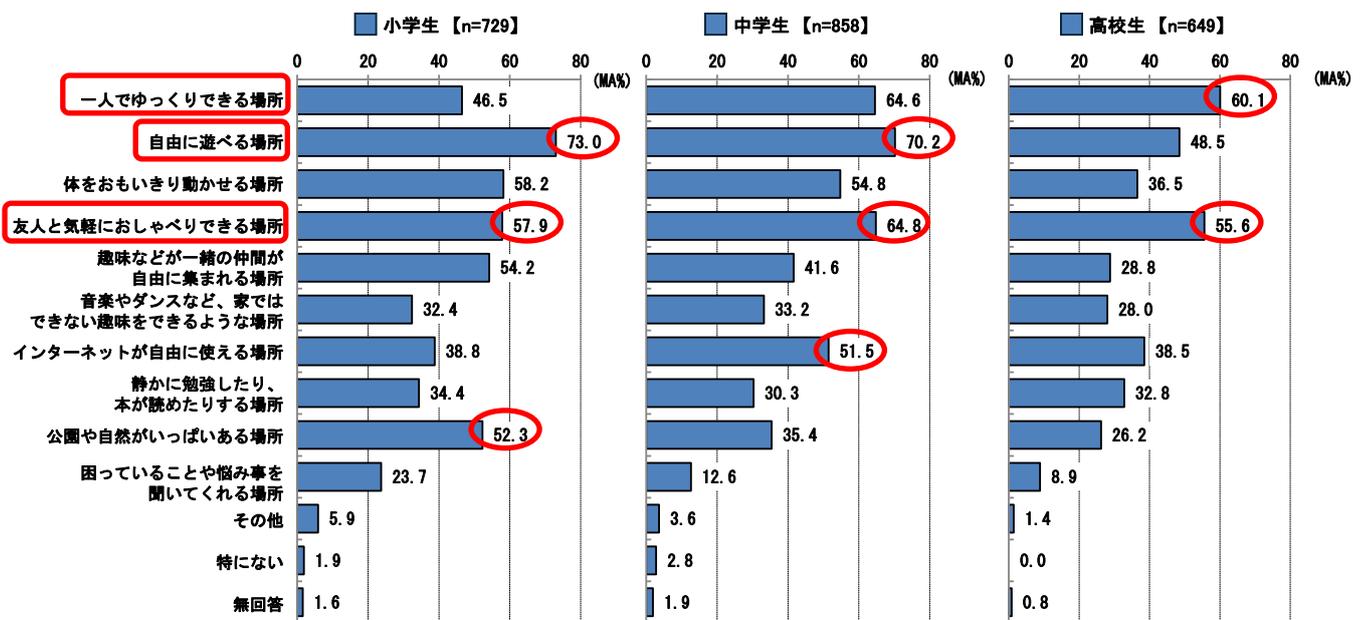
子ども本人（小学生・中学生・高校生）を対象とした調査の主な結果については、以下のとおりとなっています。なお、調査結果は、別途、伊丹市子ども・子育て支援に関する調査結果報告書にまとめています。

### (1) 子どもの望む居場所

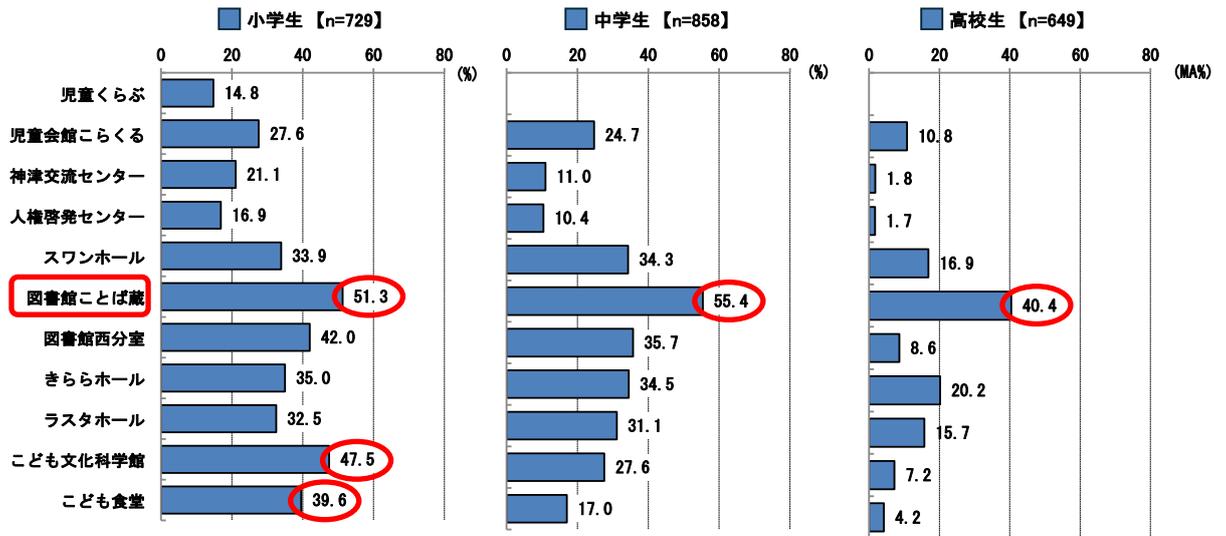
子ども本人（小学生・中学生・高校生）に「あったらいいと思う場所」についてたずねたところ、小学生・中学生は「自由に遊べる場所」が7割、高校生は「一人でゆっくりできる場所」が6割で最も多く、次いで、すべての世代で「友人と気軽におしゃべりできる場所」となっています。そのほか、小学生では「公園や自然がいっぱいある場所」、中学生では「インターネットが自由に使える場所」が他の世代よりも多くなっています。

また、市内の施設の利用意向については、すべての世代で「図書館ことば蔵」が4～5割と最も多く、小学生では「こども文化科学館」が47.5%、「こども食堂」も39.6%と多くなっています。

■ 世代別「あったらいいと思う場所」（複数回答）



■世代別 「施設の利用意向」

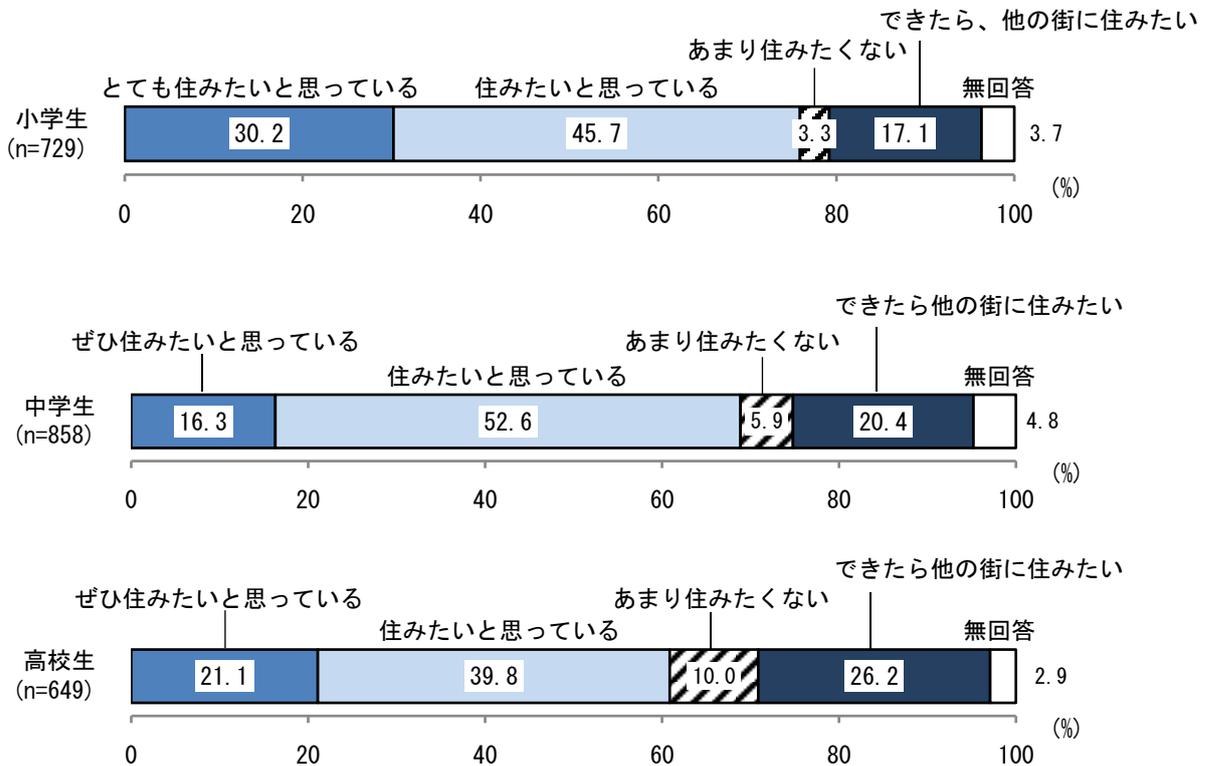


※小学生・中学生は「今後行ってみたいか」に「はい」と答えた人の割合（単数回答）、高校生は「今後利用したい場所」として選択した人の割合（複数回答）。

(2) 今後の居留意向

伊丹市での今後の居留意向についてたずねたところ、「とても（ぜひ）住みたいと思っている」と「住みたいと思っている」の合計は小学生で75.9%、中学生で68.9%、高校生で60.9%となっており、すべての世代で6割以上の人がかれからも伊丹市に住み続けたいと回答しています。

■世代別 「今後の居留意向」



(3) 伊丹市や、普段の生活で感じること（自由意見）

子ども本人が、伊丹市や、普段の生活について思ったり感じたりしていることなどについての意見を、下記にまとめました。

【小学生意見】

<b>■ 地域・住みやすさについて</b>
・住みやすい、いいまち、今後も住みたい
・登下校の見守り、地域住民が優しい、友人と沢山遊べる
・飛行場や商業施設が近くて便利、アクセスがいい
・商業施設が少ない、図書館や児童館が近くにあってほしい
・夜に走っているバイクの音がうるさい、マナー違反、いじわるな人がいる、不審者が怖い
・さくらっこ食堂やこらくるが楽しい
・田舎っぽくて嫌、観光スポットがない
・学校が遠い
<b>■ 公園などの遊び場の整備</b>
・ボール遊びができる公園や広場がほしい、遊具が少ない、サッカーゴール等を作ってほしい
・公園や遊具が沢山ある、広いグラウンドでサッカーができる
・室内で友人と遊んだり、宿題ができる場所がほしい
・公園に時計やゴミ箱を設置してほしい
・公園で煙草を吸わないでほしい
<b>■ 自然環境・ごみ</b>
・ポイ捨てが多い
・自然が多い
・自然が少ない
・犬や鳥の糞が多い、カラスが多い
<b>■ 学校生活や家庭環境</b>
・先生やクラスに関すること
・親やきょうだいに関すること
<b>■ インフラ整備</b>
・街灯がない、坂が多い
・坂道が少ない、歩きやすい
<b>■ その他</b>
・自分自身に関すること
・たままる、ヒコまるが可愛い
・他の町に行きたい、他の町が気になる

【中学生意見】

<b>■ 地域・住みやすさについて</b>
・住みやすい、いい町、今後も住みたい
・飛行場や商業施設が近くて便利、アクセスがいい
・治安がいい、地域の人が挨拶をしてくれる、優しい
・田舎すぎず都会すぎない、ちょうどいい
・変な人、怖い人がいる、夜に走っているバイクの音がうるさい、小さい子どもが夜一人でいる
・商業施設が少ない、近くにない
・治安が悪い、悪くなった
・Free Wi-Fi がほしい
・とても田舎、ビルがない

・猫カフェ等の癒しスポットがほしい、綺麗な景色を見られるスポットがほしい
・こども文化科学館や昆虫館があり、興味をもったことをすぐ調べられる町だと思う
・勉強ができる静かな空間がほしい
・図書館があるため助かっている、ことば蔵が一番好き
<b>■公園などの遊び場の整備</b>
・ボール遊びができる公園や広場、人工芝の広場、室内でスポーツができる施設がほしい
・ゲームセンターが少ない、遊ぶところが少ない
・公園が沢山ある
<b>■自然環境・ごみ</b>
・自然が多い、町がきれい
・ポイ捨てが多い
・コンビニの前が煙草臭い、トラックの排気ガスが気になる、自然を大切にしてほしい
<b>■インフラ整備</b>
・街灯がない、歩道が狭い、坂が多い、街路樹が整備されていない
・自転車専用道を増やしてほしい、カーブミラーをつけてほしい
・防犯カメラが多い
・利用客が多いのに、バスの本数が減って不便
<b>■学校生活や家庭環境</b>
・先生やクラス、部活に関すること
・校則の自由化
<b>■その他</b>
・自分自身に関すること
・伊丹市は好きだが別の地域に住みたい、微妙

**【高校生意見】 ※市立伊丹高等学校の生徒 691 人（市外在住生徒を含む）を対象として実施**

<b>■地域・住みやすさについて</b>
・色々な施設や物が揃っているなど、住みやすいところだと思う
・とても便利だと思う
・伊丹はいい町だと思う
・治安が良くて安全
・きれい、活気がある
・田舎でもなければ、都会ともいえないような街だと思う
<b>■交通環境</b>
・駅や空港が近く交通の便がいい
・交通マナーが悪い、自転車などのマナー違反が多い
・自転車が多い、交通量が多いから事故が怖い
・施設などへの交通の便が悪い
・自転車用道路があり登校が楽なので嬉しい
<b>■子どもの居場所</b>
・自分にあった勉強スペースを確保したい、伊丹市全体に自習室を作って欲しい
・サッカーや野球等ができる、ボールが使える公園が欲しい
<b>■学校生活</b>
・高校の設備等を良くしてほしい
<b>■その他</b>
・毎日充実している、楽しい
・伊丹が好き、いいと思う
・街灯が少なく夜が怖い

## 8 今後の方向性

総務省が発表した令和6年(2024年)5月1日現在、人口推計(概算値)によると、日本の人口は、約1億2393万人と前年同月に比べ約55万人減りました。また、令和5年(2023年)12月1日現在の確定値によると、15歳未満人口は1411万6千人で、前年同月に比べ33万3千人の減少となっています。15~64歳の生産年齢人口は7395万8千人で、前年同月に比べ24万5千人の減少となっており、人口全体の6割を切っています。

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、我が国における令和5年(2023年)の合計特殊出生率は、1.20と1947年にこの統計が開始されて以降、最も低くなりました。前年を下回るのは8年連続となります。さらに、都道府県別の合計特殊出生率についても、すべての都道府県で令和4年(2022年)よりも低くなりました。日本人の出生数については、72万7277人で、令和4年(2022年)より4万3482人減少し、1899年に統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。

一方、伊丹市においては、国勢調査における総人口は微増傾向ですが、子ども(0~5歳)の人口は減少しており、15歳~49歳の女性人口の減少や出生数の減少が著しいため、今後、更に減少していくことが予想されます。

令和5年度(2023年度)に実施した子ども・子育てに関するアンケート調査では、5年前調査と比較して、保護者の就労意向や定期的な保育ニーズが高まっており、認定こども園や保育所をはじめとした各種の保育施設や放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)等において、待機児童の解消や保育の質の向上などが求められています。

また、同アンケート調査のうち就学前及び就学児童の保護者への調査では、「伊丹市は子育てしやすいまち」であると約7割が回答していますが、今後、市が力を入れていくべきこととして「子育てにかかわる経済的負担の軽減」、「安心して子育てができる環境の整備」、「子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進」などが挙がっており、対応が求められます。さらに、児童虐待、子どもの貧困の連鎖、いじめ、不登校、ひきこもりなど、青少年が抱える様々な課題等の解決も求められているところです。

さらに、子ども本人への調査では、「あったらいいと思う場所」として、小中学生からは「自由に遊べる場所」、高校生からは「一人でゆっくりできる場所」が最も望まれ、次いで、小・中・高生すべてで「友人と気軽におしゃべりできる場所」の割合が高く、年代ごとのニーズを捉え、“子どもの居場所”の確保が求められます。また、伊丹市に今後も住みたい児童・生徒は、小学生で7割半、中学生で7割弱、高校生で6割に達する一方で、住み続けることに消極的な層もみられるため、子ども本人にも訴求できるまちの魅力づくりが課題となります。

こうしたわが国の動向や伊丹市の実態を踏まえつつ、第3期計画では、子どもの視点に立って意見を聞き、乳幼児期の重要性を踏まえて幼児教育・保育の充実を図りつつ、子どもの健やかな成長を支え、確かな学力の向上など、子どもの「生きる力をはぐくむ」学校教育を進めます。また、地域における多様な子ども・子育て支援の充実を図るとともに、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目のない支援を行います。

以上について、地域社会におけるあらゆる構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことにより、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向かって取り組みます。

## 第3章

## 計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

この計画は、第2期計画や伊丹市次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、伊丹市子ども・子育て審議会での審議や、伊丹市子ども・子育て支援に関する調査結果における子どもと子育て家庭、当事者等の様々な意見を踏まえ、基本的な考え方を定めました。

「子ども・家庭・地域 共に育ちあう 伊丹」

## 2 基本目標と基本施策

この計画は、基本理念の実現を図るとともに、こども基本法の施行（令和5年（2023年）4月1日）並びにこども大綱の策定（令和5年（2023年）12月22日）を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもの権利の擁護が図られ、すべての子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れるよう、子どもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を社会全体・地域で行うこととし、3つの基本目標と8つの基本施策を定めます。

## 基本目標 1 子どもを育む

子どもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を、当事者の意見を聴き、対話しながら進めることで、子どもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる環境づくりに取り組みます。

## 基本目標 2 子育て家庭を育む

子どもの養育は家庭を基本とし、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、保護者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うことにより、ゆとりを持って子どもに向き合える環境づくりに取り組みます。

## 基本目標 3 地域を育む

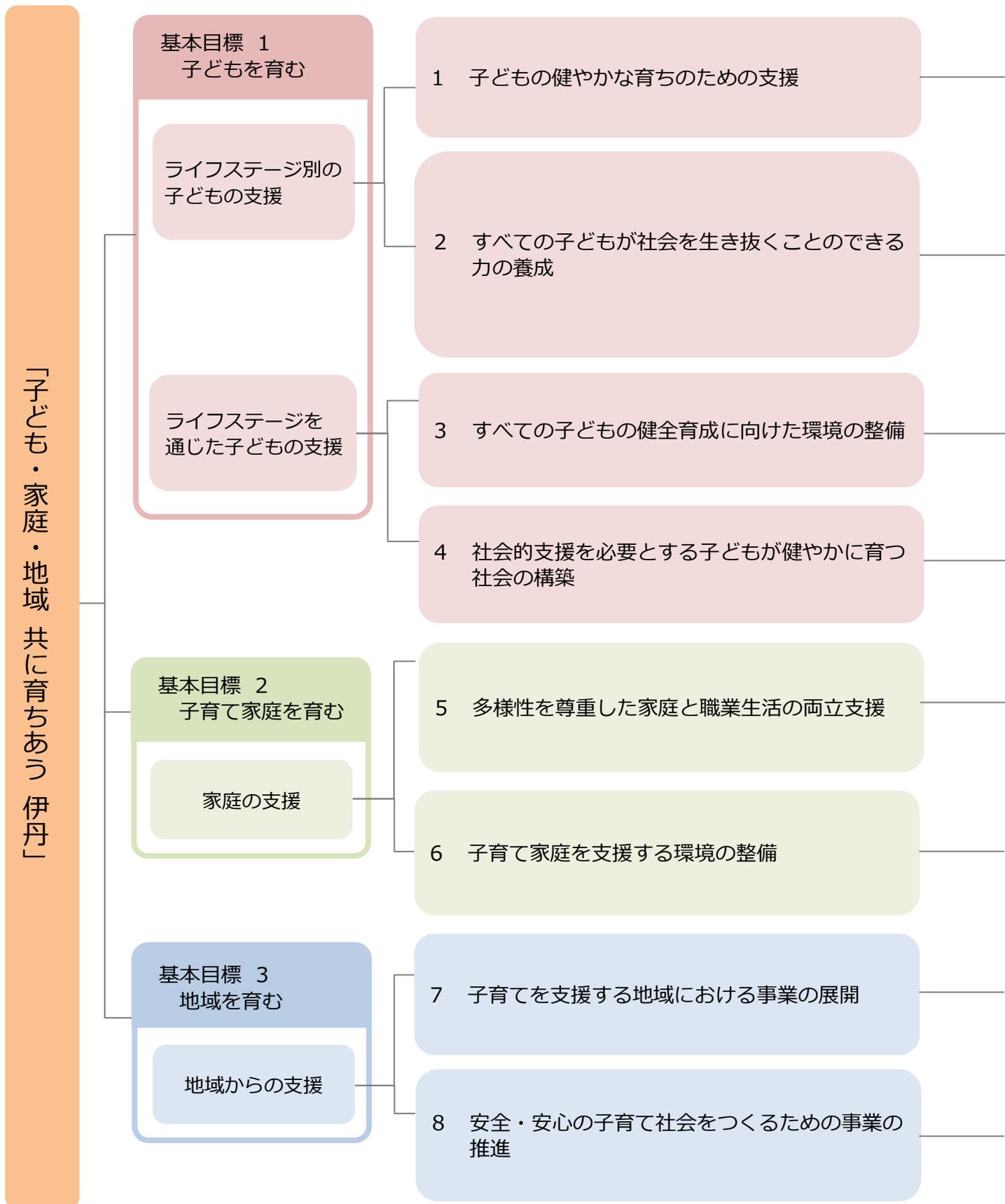
地域社会におけるあらゆる構成員が子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、「地域の子ども」として子育てに積極的に関わり、参画と協働で子ども・子育て家庭を支えることができる環境づくりに取り組みます。

## 計画の基本理念・基本目標・基本施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



〔基本施策に沿った事業体系〕

- ①子どもと母親の健康の確保 ○産後ケア事業 など
- ②子育て支援体制の充実と情報の提供 ○利用者支援事業 など

- ①就学前教育・保育の充実 ○幼児教育センター事業 など
- ②確かな学力の向上 ○情報教育推進事業 など
- ③豊かな心の育成 ○スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー活用事業 など
- ④健やかな身体の育成 ○中学校部活動の地域移行推進事業 など
- ⑤安全・安心で質の高い教育環境の整備 ○学校園施設整備事業

- ①子どもの居場所や体験・交流の場の提供 ○児童会館管理運営事業
- 伊丹こども電子図書館事業 など

- ①発達支援システム・支援施策の推進 ○こども発達支援センター相談・通所事業 など
- ②子どもの人権を守る体制と活動の強化 ○こども家庭センター運営事業 など

- ①多様な保育サービスの充実と保護者に向けた就労支援 ○育児ファミリー・サポート・センター事業 など
- ②仕事と生活の調和の推進 ○男女共同参画社会づくりの啓発事業 など

- ①ひとり親家庭などの自立支援の推進 ○母子・父子相談事業 など
- ②子育てにかかわる経済的負担の軽減 ○児童手当給付事業 など

- ①地域ぐるみの子育て支援の推進 ○コミュニティ・スクール運営充実事業 など
- ②地域ボランティア推進や子育てサークルの活動支援 ○こどもボランティアクラブ など

- ①安心して子育てができる環境の整備 ○小児救急医療体制の充実 など
- ②子どもの安全確保のための活動の推進 ○子どもの安全対策推進事業(CAPプログラム) など
- ③子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進 ○安全・安心見守りネットワーク事業 など

## 第4章

## 施策の展開

### 基本施策1 子どもの健やかな育ちのための支援

核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化などから、子育て家庭の孤立や、家庭での子育て機能が低下している傾向があります。ついては、妊娠、出産、乳幼児期から子育て期へとライフステージに応じた切れ目のない支援に加えて、子どもや保護者同士の交流や、子育ての悩みや相談ができる機会や場を提供します。

#### ① 子どもと母親の健康の確保

「いたみすくすくプラン」に基づき、妊娠期から出産、子育て期における母子の健康を守り、育みます。

※「事業 No.」中の追加は第2期計画策定後の追加事業、事業計画は「子ども・子育て支援事業」として量の見込み等を設定した事業を示しています。  
 ※「成長過程」について、「赤」は赤ちゃん期（出生前～1歳）、「幼」は幼児期（2～5歳頃）、「学」は学齢期（6～12歳頃）、「青」は青少年期（13～18歳頃）を示しています。

事業 No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
1101 追加 事業計画	産後ケア事業	支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が母体の回復・育児指導等の支援を行うことで、母親の育児に関する負担感の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行う。		母子保健課
1102	母子手帳交付事業	妊娠の診断を受けた妊婦に、すこやかな妊娠・出産・育児のために母子健康手帳を交付し、情報を提供する。		母子保健課
1103	もうすぐパパママ教室事業	妊婦とそのパートナーなどに妊娠中の生活や赤ちゃんとの生活などについて講義や育児体験を実施し、保健サービスの紹介や仲間づくりの交流を行う。		母子保健課
1104	離乳食教室事業	離乳食の進め方・離乳食調理のデモンストレーションと試食、身体測定、参加者同士の交流会を実施することで、離乳食への不安を軽減し乳児の発達に応じた食への支援を行う。		母子保健課
1105	すくすく育児相談事業	乳幼児の成長や育児に関する相談(面接)を実施する。		母子保健課
1106	乳幼児健診事業 (4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児)	乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児健診及び保健指導・個別相談を実施する。		母子保健課

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
1107	訪問保健指導事業 (妊婦、新生児、乳幼児訪問)	妊婦、乳幼児と保護者を対象に、助産師、保健師、栄養士による家庭訪問を実施する。		母子保健課
1108	幼児の相談会・個別相談	乳幼児健診受診後の子どもとその保護者に、発達や育児に関する相談・保健指導を実施する。必要に応じて、他機関のサービス紹介などを行い、乳幼児のより良い成長発達と子育て支援を行う。		母子保健課
1109	乳幼児発達相談事業	乳幼児期の運動発達に関して、小児科医などによる相談・指導を実施し、必要に応じて専門機関と連携を図る。		母子保健課
1110	ほっとタイム Chips	子育てに不安や困難感を持つ親同士が思いを分かち合える相互支援の場を提供する。(1クール6回)		母子保健課
1111	児童予防接種事業	必要な予防接種を適切な時期に受けられるよう体制の継続と、接種勧奨を行う。		母子保健課

## 第4章 施策の展開

### ② 子育て支援体制の充実と情報の提供

妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援により、子育て家庭の不安や孤立化を解消します。また、保護者の「子育て力」を自ら高めていけるよう支援します。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
1201 事業計画	利用者支援事業	「子育て支援センター」、「教育保育課」、「母子保健課」「こども福祉課」の4箇所が連携をとりながら、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供する。		次世代育成課 教育保育課 母子保健課 こども福祉課
	基本型 (子育て支援センター)	子育てコンシェルジュが、地域子育て相談機関として、SNSを活用した子育ての相談や情報発信及び、地域等に巡回相談を実施し、個々のニーズや必要に応じたサービスを適切に選択できるよう支援する。		次世代育成課
	特定型 (教育保育課)	保育コンシェルジュが、保育施設の入所に関する案内や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。		教育保育課
	こども家庭センター型 (こども総合支援センター)	助産師や保健師、社会福祉士等が、妊娠期から子育て期を通じて、育児に関する相談対応や家庭訪問を実施し、個々に応じた切れ目のない支援をする。		母子保健課 こども福祉課
	妊婦等包括相談支援事業型 (母子保健課)	助産師や保健師、看護師が、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。		母子保健課

第3期計画の関連  
事業No.1201、4201

利用者支援事業			
「子育て支援センター」「教育保育課」「こども総合支援センター」「母子保健課」が連携をとりながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供しています。			
基本型	特定型	こども家庭センター型	妊婦等包括相談支援事業型
<b>子育て支援センター</b> (地域子育て相談機関)  子育てコンシェルジュが、地域子育て相談機関として、SNSを活用した子育ての相談や情報発信及び、地域等に巡回相談を実施し、個々のニーズや必要に応じたサービスを適切に選択できるよう支援する。	<b>教育保育課</b>  保育コンシェルジュが、保育施設の入所に関する案内や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。	<b>こども総合支援センター</b>  助産師や保健師、社会福祉士等が、妊娠期から子育て期を通じて、育児に関する相談対応や家庭訪問を実施し、個々に応じた切れ目のない支援をする。	<b>母子保健課</b>  助産師や保健師、看護師が、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う。
子育てコンシェルジュ TEL771-1152	保育コンシェルジュ TEL784-8035	【母子保健機能】 母子保健課 (保健センター) TEL784-8034 【児童福祉機能】 こども福祉課 TEL784-3518	母子保健課 (保健センター) TEL784-8034

#### 関係機関

- ・児童発達支援センター
- ・児童発達支援事業所
- ・医療機関
- ・地域子育て支援拠点
- ・保育所、幼稚園、こども園
- ・教育機関
- ・児童クラブ
- ・地域サークル
- ・こども食堂
- ・くらし相談サポートセンター
- ・社会福祉協議会
- ・児童、民生委員
- ・こども家庭センター
- ・児童相談所
- ・DV相談室
- など



事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
1202 事業計画	養育支援家庭訪問事業 (出産後概ね1年程度、育児指導・相談)	子育てに強い不安や負担を感じている出産後間もない時期(概ね1年)の養育者に、助産師などが訪問して育児指導・相談を実施する。		母子保健課
1203 事業計画	こんにちは赤ちゃん事業 (生後4か月までの全戸訪問)	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問員が訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談を受け、保護者の子育てを支援する。		こども福祉課
1204 事業計画	子育て世帯訪問支援事業	子育てに強い不安や負担を感じている養育者に、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児を介助することで育児ストレスや負担の軽減を図る。		こども福祉課
1205 事業計画	地域における子育て支援ひろば事業	共同利用施設・幼稚園など、地域の施設でふれあい遊びを実施することにより、在宅の育児に伴う孤立感や不安感を軽減し、地域における子育て親子の交流を促進する。		次世代育成課
1206	子育てオリエンテーション事業の推進 (出生届時・健診時、情報提供)	出生届時などに、子育て支援に関する情報提供や地域ボランティアによる手づくりおもちゃを配布することで、乳幼児家庭の不安感や孤立感の軽減を図る。		次世代育成課
1207	子育て情報誌「いたみすくすくぶっく」及び「いたみすくすくマップ」の発行事業	子育て情報誌「いたみすくすくぶっく」及び「いたみすくすくマップ」を就学前の子どものいる家庭に配布し、子育てに関して体系的に整理された情報を提供する。		次世代育成課
1208	公民館家庭教育支援事業	子育て中の親が、安心して学び・交流することができる場を作り、家庭の教育力の向上を図る。		公民館
1209	民生委員・児童委員による相談活動	地域における身近な相談役として、民生委員・児童委員及び主任児童委員により、住民からの生活上の様々な相談に応じる。		地域・高年福祉課 市社会福祉協議会

## 基本施策2 すべての子どもが社会を生き抜くことのできる力の養成

子どもたちが、自らの力で社会をたくましく生き抜くためには、お互いの多様性を尊重しつつ、幅広い知識や教養、柔軟な発想と行動力、新しい価値観でこれからの社会を創造していかなければなりません。ついては、公・私、施設の区別なく幼児教育の質の向上に取り組むとともに、幼児教育から学校教育へと縦の連携強化を図り、すべての教育活動を通じて子どもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を育成します。

### ① 就学前教育・保育の充実

伊丹市幼児教育推進計画に基づき、すべての子どもに質の高い幼児教育を実現するとともに、待機児童の解消、保育の質の向上に取り組みます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2101	幼児教育センター事業	市内の全就学前施設を対象に研修を実施し、就学前施設拠点園と連携しながら、幼児教育のさらなる質の向上を図る。		幼児教育推進課
2102	就学前施設拠点園の運営	大学教授等招聘による園内研究会の実施と他園への公開保育等を通じて、ブロック内にある就学前施設の中心的役割を果たす。		幼児教育推進課
2103	幼児教育アドバイザーの配置	幼児教育センターにおける主要事業の1つとして、アドバイザーが市内の全就学前施設を対象に訪問、相談等を実施する。		幼児教育推進課
2104 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画</span>	公立幼稚園等における預かり保育事業	全公立幼稚園・こども園にて、教育時間の終了後等に教育・保育を行う。		幼児教育推進課
2105	保育の質の向上のための研修事業	大学教授等を講師に招聘して、市内全就学前施設を対象に、年12回程度、保育の質の向上のための研修を開催する。		幼児教育推進課
2106	保育士等キャリアアップ研修事業	保育士のキャリアに合わせて、市内私立保育所(園)等を対象に、全3回程度、保育士等キャリアアップ研修を開催する。		幼児教育推進課
2107	幼稚園研究推進事業	園内研究会の開催、研修会への参加を通して教員の資質向上と保育の充実を図り、実態に即した幼児教育を進める。		幼児教育推進課
2108	保育所等保育研究会事業	外部講師による実地指導や公開保育での意見交換など、様々な手法で専門的研究を実施し、保育内容の充実と保育士の資質向上を図る。		幼児教育推進課

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2109 事業計画	民間活力による保育所等の整備	保育所入所需要の見込まれる地域に民間保育所の誘致等を行い、待機児童の解消を図る。		教育保育課
2110	保育士確保事業	待機児童解消のため、保育人材の確保に取り組む事業者を支援する。		教育保育課
2111	保育所等統合保育事業	発達に支援を必要とする児童が、集団生活の中で他の児童と共に育ちあい、児童の成長を促進することを目的として、発達の状況に応じた支援を行う。		幼児教育推進課 教育保育課
2112	保育所等世代間交流事業	高齢者や中高生と交流する場を提供し、高齢者を敬う気持ちを培うとともに、中高生に保育の現場を体験させ、子育てについて啓発する。		幼児教育推進課
2113 事業計画	病児・病後児保育委託等事業	病気の回復期に至っていない場合や、病気やけがの回復期にあり、家庭や集団での保育が困難な乳幼児を一時的に預かり保育する。		教育保育課
2114 事業計画	保育所等延長保育事業	保育所等に通う児童で、延長保育を必要とする児童を保育する。		幼児教育推進課 教育保育課
2115 事業計画	保育所等一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり、保護者の育児支援を実施する。		教育保育課
2116	情報教育推進事業	ICT機器や各種ソフトウェア等のICT環境を適切に整備運用していくとともに、安全安心な保育環境の構築と、業務負担軽減のため、デジタル化を進める。		幼児教育推進課
2117 追加 事業計画	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に在籍していない満3歳未満のこどもが、就労要件を問わず、柔軟に保育所等を利用できるようにする。		教育保育課
2118 事業計画	多様な主体の参入促進事業	新規参入事業者に対する巡回支援や私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ態勢構築を促進、多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する。		幼児教育推進課

## 第4章 施策の展開

### ② 確かな学力の向上

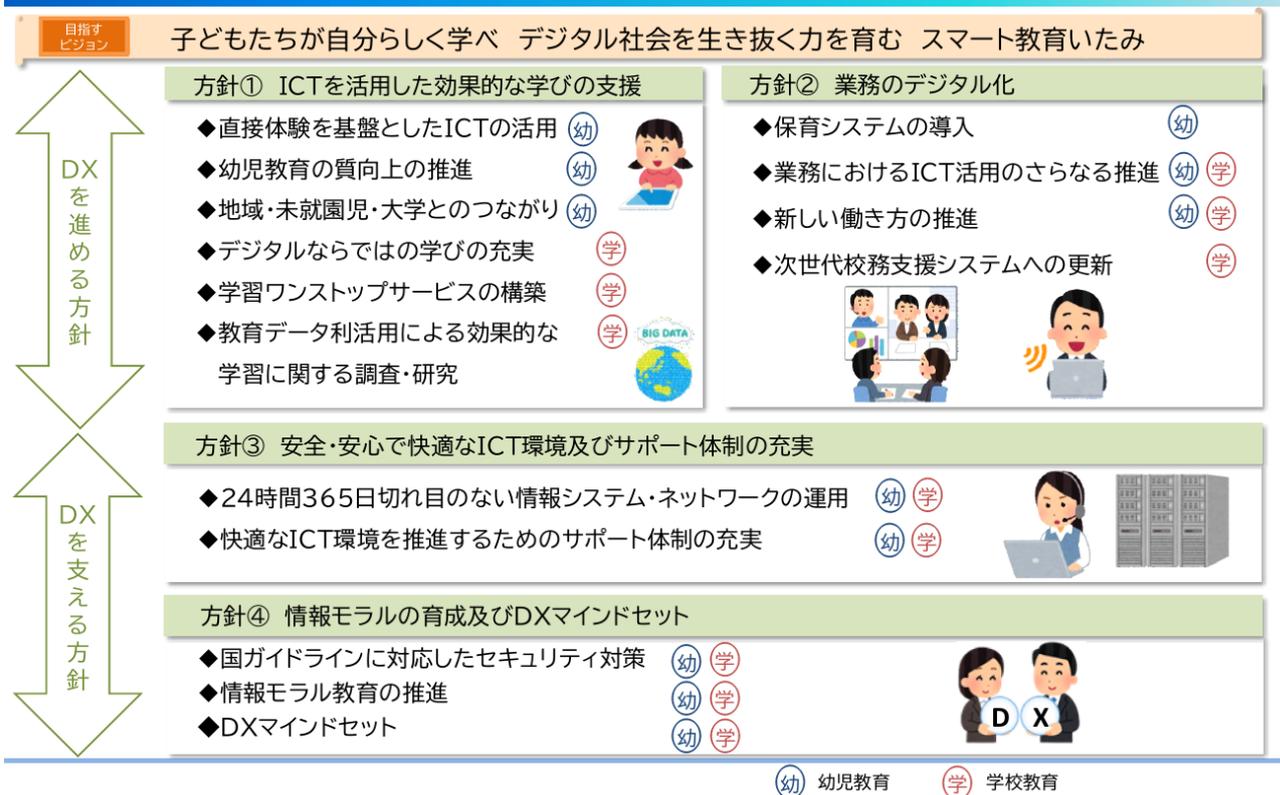
「学力向上プラン」に基づき、学力格差の解消、授業改善、家庭学習の充実等により、確かな学力の向上を図ります。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2201	放課後学習等推進事業	教員免許保持者を指導員として、全小・中学校に派遣して、放課後及び授業中に個に応じたきめ細やかな補修学習を行い、学力の向上と学習習慣の定着を図る。		学校教育課
2202	土曜学習事業	土曜日など（日、祝日、学校休業日）に自主学習やキャリア教育などの学習機会を提供し、児童生徒の基礎学力の向上、学習習慣の定着、豊かな人間性の育成を図る。		社会教育課
2203	子どもサポーター派遣事業	教員志望の大学生などを小・中・特別支援学校に派遣し、児童生徒の基礎学力の向上をめざし、学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上を図る。		学校教育課
2204	グローバル化に向けた英語教育推進事業	小学校に英語指導補助員を、小・中・特別支援学校・市立高校に外国人英語指導助手を派遣し、英語教育の充実を図る。また、中学生を対象に英語暗唱スピーチ大会の実施や小学校外国語の教科化を見据えた研究を行い、児童生徒の英語のコミュニケーション能力の向上を図る。		学校教育課
2205	外国人児童生徒等受入事業	言語支援員を派遣し、日本語理解が不十分な外国人児童生徒等の学校生活を指導、支援するとともに、多文化共生教育を推進する。		学校教育課
2206	学校図書館活性化事業	全小・中学校に司書教諭または図書館司書の資格を持つ学校司書を配置し、児童生徒の「読む力・書く力」など、国語力の向上を図る。		学校教育課
2207	市立伊丹高校活性化事業	令和4年度（2022年度）に策定したスクールミッションに基づき、市立伊丹高校の教育活動の充実を図り、一層の特色化・活性化を推進する。		学校教育課
2208	教職員研修事業	管理職研修・人権教育研修、小・中学校の各教科担当代表者による教科別研修などで授業改善や指導法を研究し教職員の資質向上を図る。		学校教育課
2209	授業マネジメント向上事業	小学校の学力向上を図るための授業マネジメントを中心とした授業改善への助言を行う。		学校教育課
2210	教職員のための各種講座及び研修・研究事業	教職員の経験に応じた研修、専門性を高める研修を実施し、専門知識の習得や実践力の向上を図り、社会の変化に対応した指導力を養う。		総合教育センター

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2211	授業力向上(カリキュラム)支援センター事業	「コンサルティング機能」「ワーキングスペースの提供」「コンテンツの提供」の3つの機能により、教職員の自主的、主体的な研究活動の支援や、明日の授業にすぐ役立つ個別のニーズに応じたサポートを行う。		総合教育センター
2212	情報教育推進事業	ICT機器や各種ソフトウェア等のICT環境を適切に整備運用していくとともに、ICTを活用した授業改善や情報モラル、セキュリティ研修を推進する。		総合教育センター
2213	学校力アップ事業	各学校で、計画的・継続的な教育研究体制を確立し、学校経営の活性化を図るとともに、その成果を他校へ波及させることで市全体の学校力の向上を図る。		総合教育センター

教育DXの基本方針と取組の方向性

第3期計画の関連  
事業No. 2116、2212



## 第4章 施策の展開

### ③ 豊かな心の育成

子どもたちの規範意識、自尊感情、他者への思いやりを育むとともに、将来を生き抜く力を育てます。また、いじめや不登校などの課題の早期解消に向けて取り組みます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2301	道徳教育の推進	子どもたちの豊かな情操や規範意識、生命の尊重、自尊感情、思いやり、社会性、公共の精神などを育み、精神的に豊かで明るい次世代の伊丹市のまちづくりに資する。		学校教育課
2302	キャリア教育推進事業	小・中学校教員が中心となり、キャリア学習ノートを作成し、小学6年生から中学3年生に配布し、年間を通じた定期的な活用を進める。また、中学3年生用に進路学習資料を作成、配布し、進路選択に活用する。		学校教育課
2303	「トライやる・ウィーク」推進事業	中学2年生を対象に「教」より「育」を中心にすえた「心の教育」を推進する。地域に学び、共に生きる心や感謝の心を育み、自律性を高めるなど、「生きる力」を育成する。		学校教育課
2304	伊丹市こども未来プロジェクト推進事業	児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、市立高校・中学校の生徒一人ひとりが自分の考えを自由に発表する場を設ける。地域や学校での生活の充実・発展や学校生活に貢献するための役割や責任について、主体的に考え、課題を解決しようとする態度を育てる。		学校教育課
2305	小学生の自然体験事業	小学3年生は、自然観察や栽培・飼育など五感を使って自然にふれあう環境体験学習を実施する。小学5年生は、4泊5日の自然学校で、自然についての学習や地域との関わりを体験する。		学校教育課
2306	地域に学ぶ体験学習支援事業 (ふらっと児童館)	小学生対象のジョイントクラブでは、多様な人権学習を通して仲間づくりを大切にしながら、豊かな感性を育成する。		人権啓発センター
2307	学習交流育成事業 (ふらっと児童館)	市内小・中学生の保護者を対象とした「きらり学舎」と家庭・地域・学校・行政を対象とした『「ふらっと」人権学習会』を通して、子どもを取り巻く大人たちが自らの人権感覚を磨く機会とする。		人権啓発センター
2308	人権作文・ポスター募集事務事業	人権に関わる作文や啓発ポスターの作成を通して、小・中学生が人権尊重の重要性について理解を深める機会とする。		人権教育室
2309	夏休み子ども講座	小学生を対象にした、消費生活について楽しく学べる体験型の講座を開催する。		消費生活センター
2310	消費生活に係る出前講座	中学校に出向き、生徒が陥りやすい事例をテーマに、スマートフォンをはじめ、インターネットを利用する際の注意点や成年年齢下げに対応した啓発講座を実施する。		消費生活センター

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2311	消費者力アップ講座	子どもの成長段階に応じた事故事例と対処法を学ぶ機会を提供する。		消費生活センター
2312	SC・SSW 活用事業 (SSW)	社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に配置し、不登校、虐待、問題行動などの背景にある学校園、家庭における環境改善、課題解決に向け、関係機関と連携した取組を推進する。		学校教育課
2313	SC・SSW 活用事業 (SC)	いじめや不登校、多様化する問題行動などに対応するため、児童生徒の臨床心理に関して高度で専門的な知識と経験を有する「スクールカウンセラー」(臨床心理士など)を配置することにより、児童生徒や保護者への教育相談活動の充実を図る。		学校教育課
2314	教育相談事業	児童生徒の心身の健全な発達を支援するため、市内の幼児児童生徒及び保護者、教職員を対象に専門の相談員による教育相談を行う。		総合教育センター
2315	不登校児童生徒の支援事業	教育支援センター「やまびこ」における、不登校児童生徒に対する小集団による学習や体験学習により、社会的自立を支援する。		総合教育センター
2316	伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業	伊丹市いじめ防止等対策審議会において、いじめ問題への具体的な取組を企画し、こどもいじめ問題対策推進事業、学校問題解決支援事業などを活用する。不登校の課題には、不登校対策支援員の配置による校内教育支援センターの充実、不登校対策推進事業「チームつなぐ」の取組や、関係機関との連携など多角的な取組を実施する。		学校教育課

## 第4章 施策の展開

### ④ 健やかな身体の育成

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の分析結果に基づき、体育授業の改善・充実を行うとともに、小・中学校給食を通じた食育の推進を図ります。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2401	体力・健康づくり推進事業	児童生徒の体力・運動能力を様々な視点から調査・研究し、体力向上・健康増進を図る。		保健体育課
2402	健康教育推進事業	思春期の身体と心のアンバランスな成長に起因する様々な問題や悩みについて、正しい知識の学習や心の健康相談などを通して、心身の健やかな育ちを図る。		保健体育課
2403	学校保健推進事業	各学校において、行事の際、看護師を適切に配置するなど、学校保健の環境を整備するとともに養護教諭等を対象にした研修会を実施するなど、学校保健の充実を図る。		保健体育課
2404 <u>追加</u>	中学校部活動の地域移行推進事業	「伊丹市中学校部活動の地域移行に関する協議会」を設置し、中学校部活動の段階的な地域移行に向けた体制整備、指導者の確保等の総合的な推進を行う。		保健体育課 学校教育課 スポーツ振興課 文化振興課
2405	中学校運動部活動外部指導者派遣事業	必要に応じて外部コーチを招聘するなど、部活動を充実させ生徒の個性の伸長と連帯感を育成しながら「体力の向上」をめざすとともに、生涯スポーツを志向する子どもの育成を図る。		保健体育課
2406	部活動助成制度事業	市外で開催される大会及び合宿等に生徒を引率する学校教職員への旅費助成を行う。		保健体育課
2407	部活動支援事業	運動部の活動支援と兵庫県ならびに阪神中学校体育連盟主催大会等の運営費負担を行う。		保健体育課
2408	中学校部活動推進事業	中学校部活動推進委員会で部活動に関する諸問題を調査研究し、部活動の振興充実を図る。		保健体育課
2409 <u>追加</u>	夏季自由プール事業	市内の小学生を対象に、夏休み期間に市内各施設でプールの無料開放を実施することで、子どもの居場所づくり・体力づくりの場とする。		スポーツ振興課
2410	健全な食生活推進事業	伊丹市食育推進計画に基づき、児童生徒の食に関する正しい知識と判断力を育み、健全で豊かな食生活を送るために必要な「食の自己管理能力」を養う。		保健体育課 小学校給食センター 中学校給食センター
2411	学校給食を通じた食育の推進事業	学校給食を通して、児童生徒に健全な食生活の普及啓発や、地元の食材を積極的に取り入れる地産地消を推進することで、児童生徒の食に関する正しい知識と判断力を育む。		保健体育課 小学校給食センター 中学校給食センター

⑤ 安全・安心で質の高い教育環境の整備

適時・適切に施設整備を進め、安心して安全に過ごせる教育環境を整えます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
2501	学校園施設整備事業	多様化する教育環境に対応した安全で快適な学校園施設の整備を行う。		施設課

第3期計画の関連  
事業 No.2404

## 中学校部活動の地域移行推進事業の方向性

### 部活動から地域クラブ活動へ

少子化と働き方の変化に伴い、部活動を昔の様に継続することが難しくなっています。その一方で、時代の変化とともにスポーツ・文化芸術活動の多様な担い手が現れています。伊丹市においても、**部活動から多様な担い手による地域クラブ活動で子どもを応援**する地域移行を進めていきます。

#### 原則令和8年度中に、平日・休日同時に 学校部活動を地域クラブ活動に移行する

※ 但し、国の学校部活動に係る方針等に変更があった場合、スケジュールを変更することもある

### 子どもの「やりたい」を応援

部活動・地域クラブ活動に共通することは、子どもたちが「やりたい」ことを「自分で選ぶ」ということです。**部活動も地域クラブ活動も「自由加入制」**です。学校部活動が子どもたちの「やりたい」を長い歴史で支え続ける中、地域のスポーツ・文化芸術団体、NPOや民間事業者等、多様な担い手が独自の工夫で子どもたちの「やりたい」形に応えています。**地域移行は子どもたちの「やりたい」を応援するしくみを、多様な担い手ともに作ることを目指します。**



多様な子どもの「やりたい」を



多様な担い手で応援します



### 基本施策3 すべての子どもの健全育成に向けた環境の整備

子どもの健やかな育ちを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せに繋がることはもとより、将来のまちの担い手を育成するという未来への投資であり、社会全体で取り組むべき課題の一つです。ついては、市域全体で、様々な経験・体験ができる場・機会の提供や、学校や家庭以外で子どもが安心して過ごすことができる「子どもの居場所」づくりを進めます。

#### ① 子どもの居場所や体験・交流の場の提供

誰もが安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」づくりを進めるとともに、子どもや若者が様々な体験や交流ができる場を提供します。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
3101	児童会館管理運営事業	子どもの居場所として、遊びや読書、スポーツの場を提供するとともに、児童向けの講座や地域の人々と交流を図るイベントなどを実施する。		次世代育成課
3102	ふらっと児童館事業 (ニコニコ広場など)	子どもの居場所として、遊びや読書、スポーツの場を提供するとともに人権啓発の機会とする。		人権啓発センター
3103	神津児童館事業 (みんなであそぼう事業など)	子どもの居場所として、遊びや読書、スポーツの場を提供するとともに、児童向けの講座・教室や地域の人々と交流を深めるイベントなどを実施する。		まちづくり推進課
3104 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画</span>	地域子育て支援拠点事業 (むっくむっくルーム)	就学前の子どもとその保護者の交流拠点(8箇所)を開設し、子育てについての相談、助言、情報提供、講座開催などにより、地域における子育て親子の交流を促進する。		次世代育成課 幼児教育推進課 人権啓発センター
3105	青少年センター運営事業 (スポーツ広場、クラブ活動、自習室など)	各種講座の開催、クラブ活動・学習コーナー・スポーツ広場などの子どもの居場所と活動の場を提供する。		次世代育成課
3106 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画</span>	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者の就労などにより、放課後、家庭において保育を受けられない児童を対象に、空き教室等を確保して、授業が終わった後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る。		次世代育成課
3107 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業計画</span>	放課後児童健全育成事業 (私立児童クラブ設置促進など)	放課後児童健全育成事業を実施する民間事業者に対して、設置及び運営に関する補助を行い、利用希望者の選択肢(サービスや料金等)を増やす。		次世代育成課
3108	みんなで遊ぼう広場事業	木工や工作など、野外で子どもが自由に遊べる場を提供する。		次世代育成課

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
3109	保育所等における子育て支援事業 (みんなのひろば事業など)	保育所等有する人的物的資源を活用して、園庭開放、子育て相談などを実施し、育児不安の解消等を図る。		幼児教育推進課
3110	生涯学習センターにおける子ども事業	乳幼児の親子や児童などを対象とした講座・イベントの実施や、自習室、フリースペース、図書館など子どもの居場所を提供する。		社会教育課
3111	北部学習センターにおける子ども事業	乳幼児の親子や児童などを対象とした講座・イベントの実施や、遊戯室、学習室、フリースペース、図書館など子どもの居場所を提供する。		社会教育課
3112	こども文化科学館運営事業	プラネタリウム投影の他、学校園等で授業支援、お話し会、星空観望会、サイエンスショーを行う市内連携事業、宇宙・天文クラブ、発明クラブ等の各種講座事業、たなばたまつりなどのイベント開催により、教育・文化・科学に関する知識の普及啓発を行う。		こども文化科学館
3113	こども食堂等支援事業	学校・家庭以外に子どもが安心して通える、こども食堂等の居場所づくりを推進することで、子どもの社会的孤立を防止し、社会性の涵養、自己肯定感の向上を図る。		自立相談課
3114	図書館における子ども事業 (おはなし会、YAコーナー運営事業、学校連携事業など)	本との出会いや読書の楽しさにふれる機会を提供する「おはなし会」などの各種行事や、市内高校生が選書等を通してYA(ヤングアダルト)コーナーを運営する「YAコーナー運営事業」、市内学校への出前授業等を通して読書推進を図る「学校連携事業」などを行う。		図書館
3115	ブックスタート事業	親子の絆を深めるとともに読書習慣の確かなスタートを切るために、0歳児を対象に読み聞かせを行い、絵本やブックリストを配布する。		図書館
3116 追加	伊丹こども電子図書館事業	子どもの読書習慣形成・定着のため、児童書を中心とした電子書籍を閲覧できる子ども電子図書館を運営する。		図書館
3117	公民館子ども育成事業	子どもの感性、創造性を高めることを目的に、伊丹子ども市展を開催する。また、子どもの居場所づくりと、多様な体験活動の提供を目的に、季節にちなんだイベントや工作教室などを実施する。		公民館
3118	学校施設開放事業	社会教育の一環として、市立小中学校の施設を、学校教育活動に支障のない範囲内において開放することにより、健康・体力づくりならびに文化・教養の向上を図る。		スポーツ振興課

## 第4章 施策の展開

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
3119	サンシティホールにおける多世代交流事業	多世代交流を図るため、小学生が参加しやすい夏休み期間を利用し「親子陶芸教室」や「たのしい将棋教室」等の開催を行う。		地域・高年福祉課
3120	文化会館における子ども向け事業 (こども対象公演事業、次世代育成事業など)	子どもを対象に舞台芸術の鑑賞機会や、表現する楽しさを体験する機会を提供する。また小学校と連携した体験型事業を通じて、子どもに文化を身近に感じさせ、表現する楽しさと創造性を育む。		文化振興課
3121	演劇ホールにおける子ども向け事業 (中高生のための夏休みワークショップ、「みんなの劇場」こどもプログラムなど)	子どもを対象とした舞台芸術の鑑賞機会や共同で作品創作する体験型事業を通じて、子どもに演劇の楽しさを体感させ、表現力やコミュニケーション能力を育む。		文化振興課
3122	音楽ホールにおける子ども向け事業 (伊丹シティフィルハーモニー管弦楽団「ファミリーコンサート」、舞台裏ツアーなど)	伊丹シティフィルハーモニー管弦楽団等による親子や家族で楽しめる演奏会のほか、日頃は見られない舞台裏の見学を通じ、多様な音楽文化の理解を深め、音楽を楽しむ心を育成する。		文化振興課
3123	伊丹ミュージアムにおける子ども向け事業 (絵本展、夏休み1日クラフト教室、鬼貫顕彰俳句、歴史等学習事業など)	展覧会やワークショップ、学習事業など親子や家族連れで楽しめる事業を幅広く展開することで歴史、文化、芸術に触れる機会を提供し、子どもの豊かな感性を育む。		文化振興課
3124	埋蔵文化財センター歴史口マン体験学習事業	古代から近世の人々の生活ぶりを学び、勾玉や兜、絵馬などの物づくりを体験させる。		文化振興課
3125	学童等農園運営事業	農家と小学校の協力を得て、小学生に、農作業体験(苗の植付け、収穫など)を通じて農地の必要性、食への感謝、命の大切さを体感させる。		農業政策課
3126	環境教育・学習事業	各種イベント等において環境教育や啓発を行うとともに、グリーンカーテン事業を実施し環境意識を高める。		グリーン戦略室
3127	中学生佛山市派遣事業	国際友好都市との教育交流の一環として中学生を派遣し友好を深めるとともに、中国の文化や社会について理解を深める。		学校教育課

## 基本施策4 社会的支援を必要とする子どもが健やかに育つ社会の構築

社会的支援が必要な子どもが健やかに育ち、その子どもの現在及び将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、医療、福祉、教育、生活など、ライフステージを通して必要な支援を、国・県・関係機関等との協働・連携のもと進めます。

### ① 発達支援システム・支援施策の推進

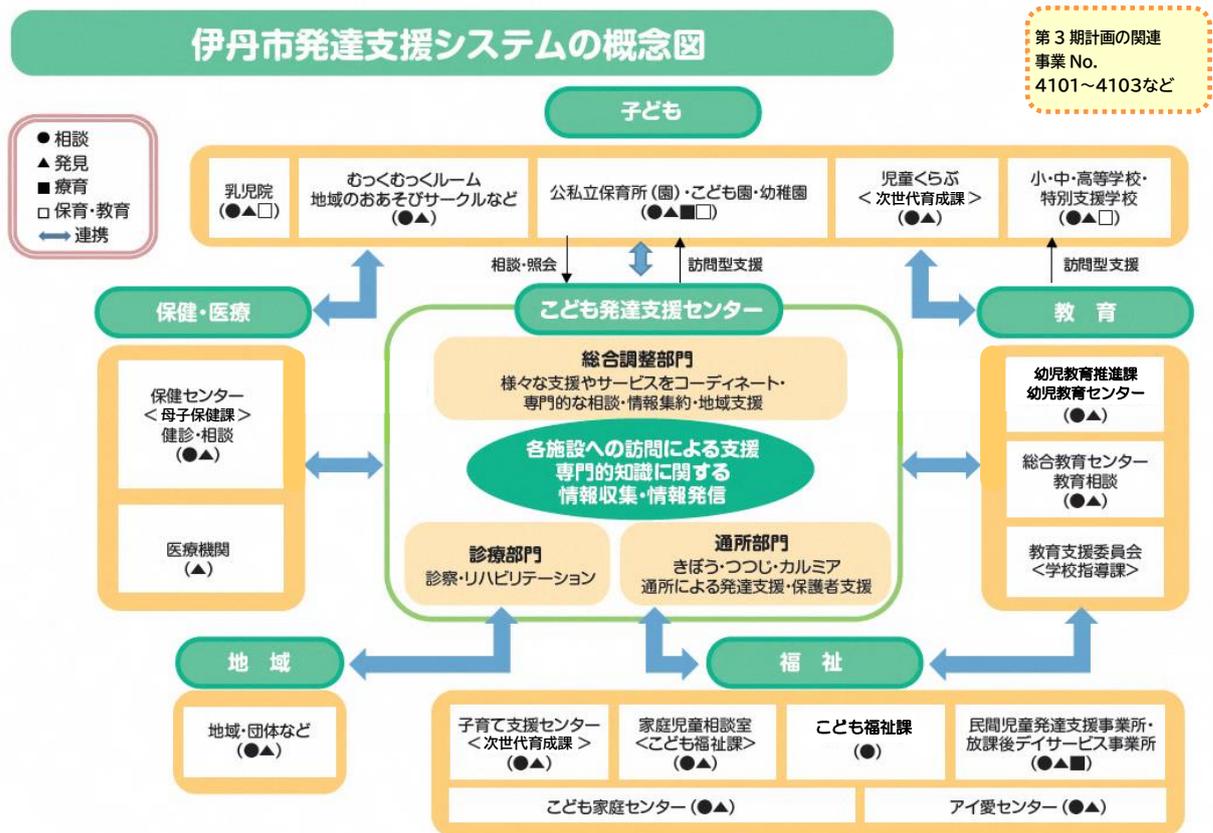
こども発達支援センター、幼保・小・中学校、特別支援学校等における支援体制の充実と縦連携を図るとともに、支援が必要な子どもの早期発見、保護者支援の充実を図ります。

また、伊丹市障害児福祉計画との連携を図ります。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4101	こども発達支援センター 相談・通所事業	相談：子どもの発達に関する相談を受け、様々な支援やサービスをコーディネートする。 通所：就学前の発達に支援を必要とする子どもに対し、生活やあそびを通じて、基本的な生活習慣を身に付けることや社会性・コミュニケーションの手段が広がることを目指した療育を行う。また、保護者に対して、子育て支援を行う。		こども発達支援センター
4102	こども発達支援センター 地域支援事業	学校や就学前施設等関係機関へのアウトリーチ型支援や、研修などを通して必要な情報を発信し、発達に支援が必要な子どもとその家族が主体的に地域で健やかに育つよう療育システムの構築を図る。		こども発達支援センター
4103	発達支援マネジメント事業	ライフステージにおいて切れ目ない支援が行えるよう、以下の療育システムの体制を構築する。 1) 早期からの療育体制 2) 保健・医療・福祉・教育分野と連携した一貫かつ重層的な支援体制 3) アウトリーチ型支援を通じた地域全体の発達支援の質の向上 4) 多様化するニーズを的確に捉え、時代の変化に応じた支援体制		こども発達支援センター
4104	伊丹市特別支援教育審議会事業	関係機関が連携して、今後の方向性や支援のあり方について協議を重ね、就学前から就労まで一貫して支援する総括的システムの構築を図る。		学校教育課
4105	特別支援教育巡回相談員派遣事業	巡回相談員が学校園を訪問して、特別支援教育に関して相談に応じ助言する。		学校教育課
4106	特別支援教育支援員配置事業	小・中学校に特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学級担任の補助など、きめ細やかな指導を行う。		学校教育課

## 第4章 施策の展開

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4107	教育支援委員会事務 (指導・診断・教育相談に関すること)	教育長の要請に応じ障がい児の障がいの種類、程度などの判定及び適切な就学支援などに関し、教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。	赤 幼 学 青	学校教育課
4108	伊丹特別支援学校活性化事業	教職員が自立活動の指導への理解を深め、専門性の向上を図るとともに、理学療法士・作業療法士などを配置し、自立活動などの中で訓練及び支援を行い、児童生徒の自立を促す。	赤 幼 学 青	学校教育課
4109	特別支援教育ことばの支援教室事業	専門の相談員(言語聴覚士)が子どものことばに関する問題の理解や対応について、保護者や教職員に助言する。	赤 幼 学 青	総合教育センター
4110	私立幼稚園等特別支援教育振興助成事業	公私立幼稚園等が共に特別支援教育を担っていくため、私立幼稚園等における特別支援教育の振興を図る。	赤 幼 学 青	教育保育課



事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4111	補装具給付事業	身体の欠損または機能の損傷を補い、日常生活を容易にする事を目的として、身体障害者手帳の交付者及び特殊な疾病に該当する難病患者に対して、補装具の支給決定を行うことにより、障がい児の日常生活の便宜性を図る。		こども福祉課
4112	障がい児地域生活支援給付事業	障がい児やその家族に対し、移動支援事業や日中一時支援事業等の支給決定を行い、児童の自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図る。		こども福祉課
4113	障害児福祉手当等給付事業	手当の給付を通して、重度の障がいを有する児童の福祉の増進を図る。		こども福祉課
4114	児童発達通所支援給付事業	発達に支援を必要とする児童、その家族に対し児童発達通所支援や放課後等デイサービス等の支給決定を行い、児童の生活能力の向上や集団生活への適応等に必要な訓練、その他のサービスを受ける事を支援すると共に、家族の負担軽減を図る。		こども福祉課
4115	育成医療費給付事業	身体上に障がいがある児童、疾患などで障がいが残ると認められる児童が、必要な医療を受ける場合に医療費の一部を給付する。		こども福祉課
4116	障がい児自立支援給付事業	在宅の障がい児やその家族に対し、居宅介護や短期入所等の支給決定を行い、児童の自立や社会参加に向けた支援を行うとともに、家族の負担軽減を図る。		こども福祉課
4117 <u>追加</u>	医療的ケア児支援事業	医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケア児が保護者の付き添いがなくても適切な支援が受けられるよう、看護師配置等の必要な措置を講ずる。		学校教育課 次世代育成課 幼児教育推進課

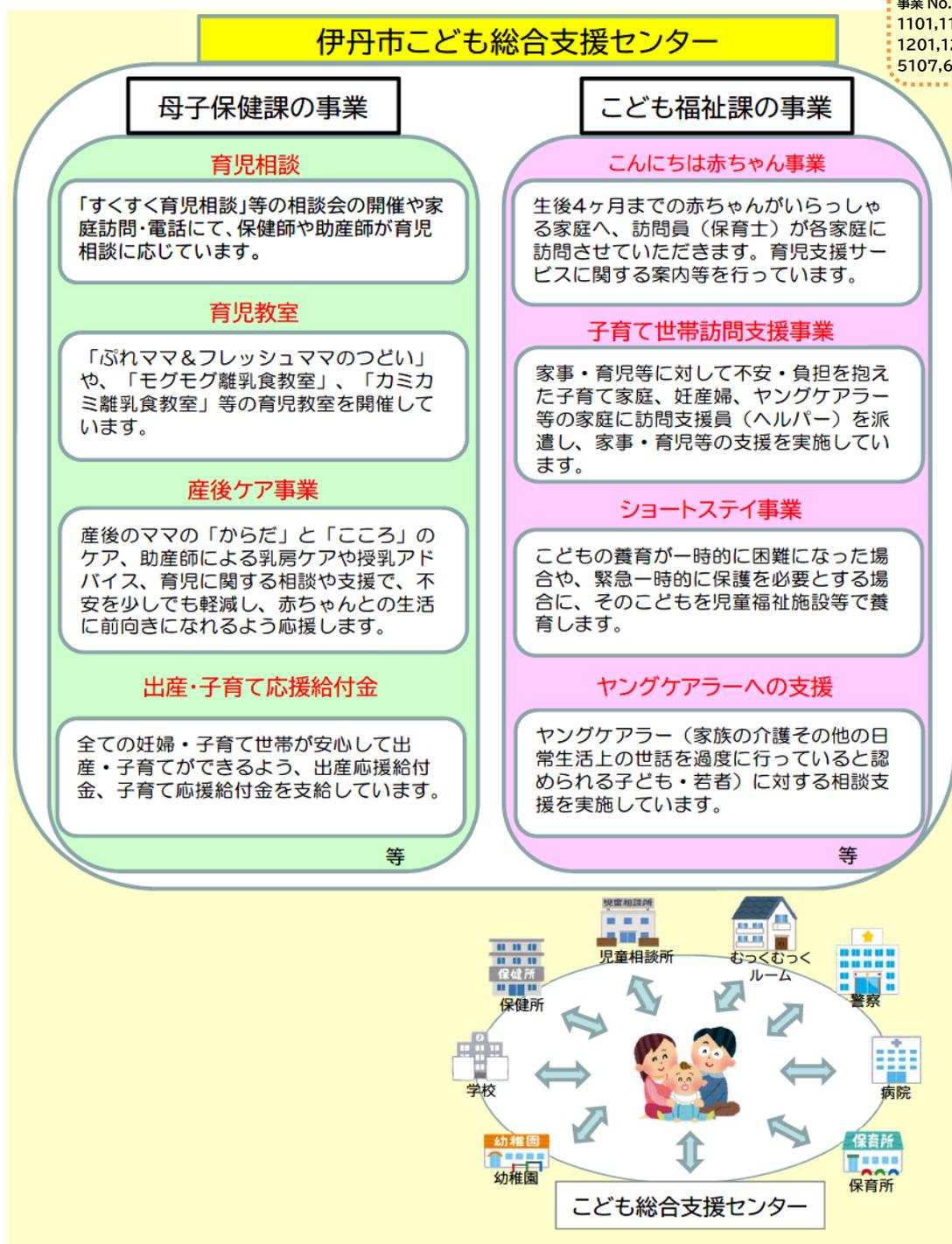
## 第4章 施策の展開

### ② 子どもの人権を守る体制と活動の強化

児童福祉法改正に基づく、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るとともに、貧困や生きづらさなど様々な課題を抱える子ども・若者の支援を進めます。

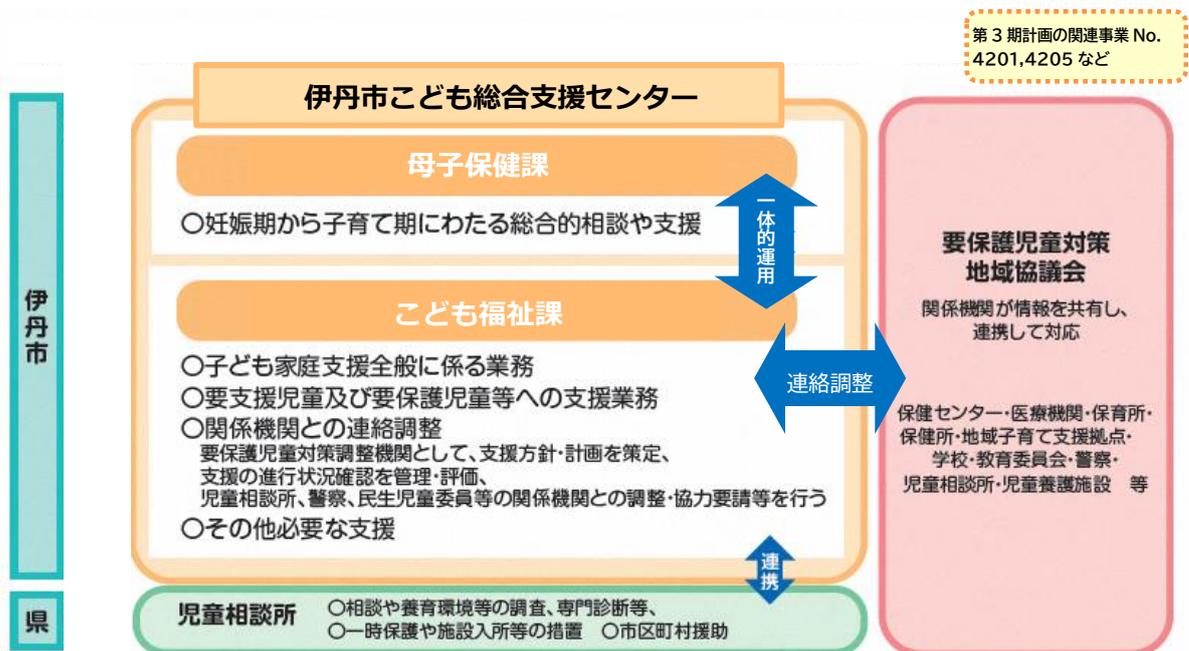
事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4201 追加	こども家庭センター運営事業 (伊丹市こども総合支援センター)	母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもとその家庭に対する虐待への予防的な対応から個々の家庭の状況に応じた包括的な支援を切れ目なく実施する。	赤 幼 学 青	こども福祉課 母子保健課

第3期計画の関連事業No.  
1101,1104, 1105  
1201,1203,  
5107,6205 など



事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4202	児童虐待防止対策支援事業	児童の安全確認のための体制整備及び児童虐待に対応する職員等の資質向上を図り、児童虐待に関する相談・対応機能を強化する。	赤 幼 学 青	こども福祉課 男女共同参画課
4203	家庭児童相談室における相談事業	家庭相談員が関係機関と連携し、複雑・多岐にわたる家庭での子育ての悩み、心配事について相談に応じ、子育て家庭を支援する。	赤 幼 学 青	こども福祉課
4204 追加	伊丹っ子 SOS 相談室における相談事業	子ども（18歳未満）からの相談に特化した相談事業。電話・来所での対応の他、インターネットでも相談予約を受け付け、子どもの悩み、困りごとの解決法を子どもと一緒に考え、問題の解決に向けて支援をする。	赤 幼 学 青	こども室こども総合相談担当
4205	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	要保護児童対策地域協議会の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る。	赤 幼 学 青	こども福祉課

児童虐待防止強化に係る児童等に対する必要な支援を行う体制の関係（イメージ図）



## 第4章 施策の展開

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
4206	ひきこもり講演会と個別相談会事業	ひきこもり当事者やその家族に対し、ひきこもりに対する理解・社会復帰を促すことを目的とした講演会の開催や、就労等に関する悩み相談を実施する。		次世代育成課
4207	若者自立相談事業	困難を有する若者支援に関する講演会等の開催や、様々な媒体を通じて支援に関する情報を発信し、市民に対する周知・啓発を行う。		次世代育成課
4208	青少年問題相談事業	青少年に関する様々な問題や悩みについて青少年自身や保護者等から電話・来所・Eメールで相談を受け付け、ケースに応じた適切な助言や対応を行うなど、その解決を図る。		少年愛護センター
4209	修学支援事業	生活困窮世帯に属する者の学習・生活・養育等に関する支援を行う。		自立相談課
4210	生活困窮者自立相談事業	生活困窮者自立支援法に基づく各種相談支援を行う。		自立相談課

### 「子供の貧困対策に関する大綱」子供の貧困に関する指標の改善に向けた重点施策と第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画との関連事業

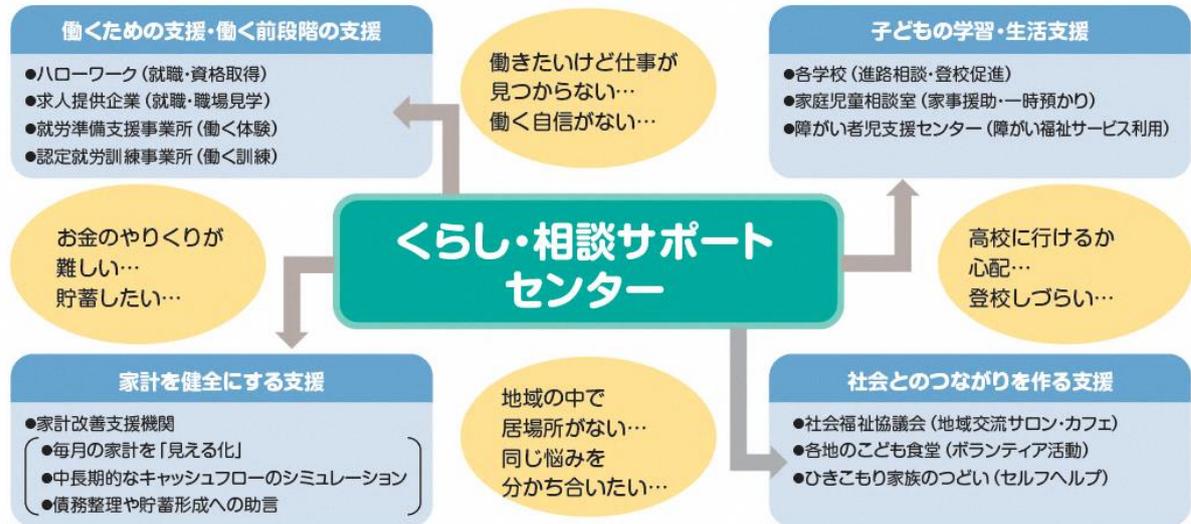
<p><b>教育の支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上</li> <li>○地域に開かれた学校プラットフォーム</li> <li>○高等学校等における修学継続のための支援</li> <li>○大学等進学に対する教育機会の提供</li> <li>○特に配慮を要する子どもへの支援</li> <li>○教育費負担の軽減</li> <li>○地域における学習支援等</li> </ul> <p>第3期計画の関連事業No. 2201~2205, 2312,2313, 6213,6214, 6218,7103 など</p>	<p><b>生活の安定に資するための支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親の妊娠、出産期、子どもの乳幼児期における支援</li> <li>○保護者の生活支援</li> <li>○子どもの生活支援</li> <li>○子どもの就労支援</li> <li>○住宅に関する支援</li> <li>○児童養護施設退所者等に関する支援</li> <li>○支援体制の強化</li> </ul> <p>第3期計画の関連事業No. 1101~1111,1201~1209, 3108,4206,4207,5109, 5110 など</p>
<p><b>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○職業生活の安定と向上のための支援</li> <li>○ひとり親に対する就労支援</li> <li>○ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援</li> </ul> <p>第3期計画の関連事業No. 5101~5110, 5201~5203, 6102,6103 など</p>	<p><b>経済的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施</li> <li>○養育費の確保の推進</li> <li>○教育費負担の軽減</li> </ul> <p>第3期計画の関連事業No. 6105,6209,6215, 6218~6221 など</p>

出展:子供の貧困対策に関する大綱 子供の貧困に関する指標の改善に向けた重点施策

## 暮らし・相談サポートセンターの相談機能

第3期計画の関連  
事業 No.4209,4210

平成27年（2015年）4月に市では、生活困窮者自立支援法に基づき、仕事や生活に困っている方の仕事、住まい、家計など生活全般に係る課題について相談・支援等を行う「暮らし・相談サポートセンター」を設置しました。



※暮らし・相談サポートセンター機能のうち、「子供の貧困対策」として子どもとその保護者支援に係る施策を掲載しています。

## 基本施策5 多様性を尊重した家庭と職業生活の両立支援

共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことは、子どもと子育て当事者の幸せにおいて非常に重要です。ついては、それぞれの家庭が望むような子育てが実現できるよう、子育て支援や就労支援を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発を進めます。

### ① 多様な保育サービスの充実と保護者に向けた就労支援

それぞれの家庭が望む子育てが実現するよう、子育て支援や就労支援を行います。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
5101 事業計画	放課後児童健全育成事業 ＜再掲＞	就労、疾病などの理由により、昼間、家庭で適切な保育が受けられない小学生の健全育成を図ることを目的に実施する。		次世代育成課
5102 事業計画	育児ファミリー・サポート・センター事業	援助を受けたい者（依頼会員）と援助する者（協力会員）をコーディネートし、地域における育児の相互援助活動を推進する。また、事業の啓発、会員相互の交流事業及び市民向け講座を開催する。		次世代育成課
5103 事業計画	病児・病後児保育委託等事業 ＜再掲＞	病気の回復期に至っていない場合や、病気やけがの回復期にあり、家庭や集団での保育が困難な乳幼児を一時的に預かり保育する。		教育保育課
5104 事業計画	保育所等延長保育事業 ＜再掲＞	保育所等に通う児童で、延長保育を必要とする児童を保育する。		幼児教育推進課 教育保育課
5105 事業計画	保育所等一時預かり事業 ＜再掲＞	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児を保育所等で一時的に預かり、保護者の育児支援を実施する。		教育保育課
5106 事業計画	保育所等通常保育事業	就労、疾病などの理由により保育を必要とする子どもの保育を実施する。		幼児教育推進課 教育保育課
5107 事業計画	子育て家庭サポートステイ事業	保護者の疾病や出産などの理由で、一時的に家庭での養育が困難な場合に、児童や保護者を児童福祉施設で預かる。		こども福祉課
5108	ハローワーク伊丹・マザーズコーナーとの連携	市と兵庫労働局とで結んだ雇用対策協定に基づき毎年度事業計画を策定し、子育て期の女性等に対する就職支援を協働実施する。		商工労働課 男女共同参画課 次世代育成課

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
5109	労働相談事業	月に2回、スワンホールにて社会保険労務士による無料労働相談を実施する。		商工労働課
5110	就労支援事業	就労を希望する方や支援が必要な方に対して、相談・講座・情報提供等の諸事業を実施する。		商工労働課 男女共同参画課 次世代育成課 自立相談課

② 仕事と生活の調和の推進

ワーク・ライフ・バランスの推進や固定的な性別役割分担意識の解消を図ります。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
5201	男女共同参画社会づくりの啓発事業	男女共同参画に関する講座やセミナー等の啓発事業や、事業者への働きかけを行う。		男女共同参画課
5202	仕事と子育て両立への意識啓発	ハローワーク等と連携し、市広報やホームページ等を通して、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を行う。		男女共同参画課 商工労働課 次世代育成課
5203	父親の育児参加事業	毎月1回、日曜日に、市内共同利用施設等で父親と子どもを対象とした子育て交流事業を実施する。		次世代育成課

## 基本施策6 子育て家庭を支援する環境の整備

子育て当事者が経済的な不安を抱くことなく、ゆとりを持って子どもに向き合えるような環境を整備することは、すべての子ども施策の基盤となるものです。また、ひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を進める必要があります。ついては、子育て家庭を対象とした、妊娠・出産期から青年期まで切れ目のない経済的支援に加え、児童扶養手当や生活支援、就労支援等によってひとり親家庭の自立を支援します。

### ① ひとり親家庭などの自立支援の推進

社会的・経済的に脆弱なひとり親家庭に対して側面支援を行うことで、それぞれの家庭の自立を後押しします。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
6101	母子・父子相談事業	母子・父子自立支援員が、母子・父子などひとり親家庭を対象に生活一般、生活援護相談を実施する。		こども福祉課
6102	母子及び父子自立支援プログラム策定事業	ひとり親家庭等の親のうち自立就労を希望する者について、個々の状況やニーズに対応した自立支援プログラムを策定し、これに基づいて自立及び就労を支援する。		こども福祉課
6103	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子・父子家庭に対して資格取得にかかる経済的負担を軽減し、就労を支援する。		こども福祉課
6104	母子生活支援施設入所事業	母子家庭で、住居、生活などに困窮する親子が自立できるよう、母子生活支援施設と連携して支援する。		こども福祉課
6105	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭などで18歳に達する年度末までの児童(中度以上の障がいがある場合は20歳まで)を養育している母及び父などに、児童扶養手当を支給し経済的に支援する。		こども福祉課
6106	母子家庭等医療費助成	健康保険に加入している18歳に達する年度末(高校など在学中の場合は、20歳の誕生日の月末)までの児童生徒のいる母子・父子家庭などに医療費の一部を助成する。(所得制限あり)		後期医療福祉課

## ② 子育てにかかわる経済的負担の軽減

家庭における子育てや教育に係る経済的負担を軽減することで、誰もが健やかに育ち、学ぶことができるよう取り組みます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
6201 <u>追加</u>	不妊症治療ペア検査助成事業	不妊の検査を受けた夫婦へ医療費助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。		母子保健課
6202	不育症治療支援事業	不育症(2回以上の流産や死産、早期新生児死亡の既往があること)の医療費助成を行うことにより、経済的負担の軽減を図る。		母子保健課
6203 <u>追加</u>	低所得妊婦初回産科受診料助成事業	低所得妊婦に対し、妊娠判定に要した自己負担金の一部を助成する。		母子保健課
6204 <u>事業計画</u>	妊婦健康診査費助成事業	妊婦健診に要する費用を助成し、妊婦健診の受診を推奨する。		母子保健課
6205 <u>追加</u>	妊婦のための支援給付	妊婦であることの認定後に5万円を支給。その後、妊娠している子どもの人数の届出を受けた後に妊娠している子どもの数×5万円を支給する。		母子保健課
6206	助産施設入所事業 (経済的に困窮する妊婦支援)	必要があるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊婦の方が出産できるよう助産施設への入所、出産費用を補助する。		こども福祉課
6207	未熟児養育医療費給付事業	養育のため医療機関に入院することを必要とする未熟児に対し必要となる医療費の給付、および訪問により適切な指導を行う。		母子保健課
6208 <u>追加</u>	新生児聴覚検査費用助成事業	低所得世帯の保護者に対し、新生児聴覚検査に要した費用の一部を助成する。		母子保健課
6209	児童手当給付事業	高校生年代までの児童を養育している者に、児童手当を支給し経済的に支援する。		こども福祉課
6210	入院時食事療養費標準負担額助成金	0歳から6歳の就学前までの乳幼児の保護者に入院時の食事負担金を助成する。		後期医療福祉課
6211	こども医療費助成	小学4年生から中学3年生までの児童生徒の保護者に、外来及び入院に係る自己負担相当額を助成する。また、高校生世代の保護者に、入院に係る自己負担相当額を助成する。		後期医療福祉課

## 第4章 施策の展開

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
6212	乳幼児等医療費助成	0歳から小学3年生までの乳幼児・児童生徒の保護者に外来及び入院に係る自己負担相当額をそれぞれ助成する。		後期医療福祉課
6213	幼児教育無償化事業	国制度に基づく幼稚園、保育所及び認定こども園等における保育料等の無償化に加え、子ども2人以上を同時に就学前施設に預ける場合等に第2子の保育料を無償化する。		教育保育課
6214	ひょうご保育料軽減事業	保育所及び認定こども園等を利用する場合の保育料を軽減することにより、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進する。		教育保育課
6215 <u>追加</u>	学校給食無償化事業	教育費の負担が大きい中学生世帯について、学校給食費の無償化を実施する。		学校教育課
6216 <u>事業計画</u>	実費徴収に係る補足給付事業	生活保護世帯等に対し、特定教育・保育等に係る日用品や文房具等に要する費用及び私学助成を受ける幼稚園における副食費の一部を補助することにより、特定教育・保育施設等の利用促進を図り、子どもの健やかな成長を支援する。		教育保育課
6217	施設等利用給付事業	幼稚園や認可外保育施設等の利用により負担する保育料等に対して給付を行う。		教育保育課
6218	就学援助事業	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等にかかる経費の一部を補助する。		学校教育課
6219	中学校夜間学級就学支援事業	中学校夜間学級在学者を対象に、学用品費・通学用品費相当額を助成する。		学校教育課
6220	在日外国人学校就学補助事業	在日外国人学校に在籍する児童等・生徒の保護者に対し、就学補助金を支給する。		学校教育課
6221	交通遺児等学業援助資金給付事業	主たる生計中心者が交通事故等により死亡した高校、専修学校、大学などの生徒または学生が、学業に精励できる一助となるように援助資金を給付する。		こども福祉課
6222	市営住宅の母子・父子世帯優先枠の確保	住生活基本計画に基づき、母子・父子などの世帯が住宅を確保しやすい環境をつくる。		住宅政策課
6223	市バス子ども運賃の一部無料化	保護者が同伴する1歳以上就学前の子どもについて、保護者1人につき2人まで無料とし、1歳未満の子どもについては無料とするなど、子育て家庭の経済負担の軽減を図る。		交通局

## 基本施策7 子育てを支援する地域における事業の展開

子育ては保護者のみならず、地域とのつながりの中で、地域ぐるみで取り組むことが必要です。については、地域コミュニティの多様な人材、資源を活用して、地域住民が主体となった子どもの活動支援や見守りが進められるよう、関係機関・団体の支援を進めます。

### ① 地域ぐるみの子育て支援の推進

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子育て・教育支援の関心や理解を深め、各々が協働し、地域の子育て・学び支援の取り組みを進めます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
7101	地域学校協働活動推進事業	小・中学校へ登録ボランティアを派遣し、図書・環境・学習支援などの分野で支援することで地域の教育力の活性化を図る。		社会教育課
7102	学校評価推進事業	学校園教育目標の達成に向け、組織的、継続的な改善や、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりの推進に資する学校評価を推進する。		学校教育課
7103	コミュニティ・スクール運営充実事業	保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むシステムの整備と充実を図る。		学校教育課
7104	町の先生制度	豊かな体験や専門技能を有する人を「町の先生」として招き、地域の教育力を学校に活かすとともに、開かれた学校園づくりを推進する。		学校教育課
7105	家庭教育推進事業	「家庭の日」だんらんホリデー・早寝早起き朝ごはんの啓発などを通じて家庭教育の推進を図る。		社会教育課
7106	おもちゃライブラリー事業	おもちゃ遊びを通じて、就学前の子どもの社会性を伸ばすとともに、ノーマライゼーションを実現する場、子育て中の親子を温かく見守る場をつくる。		市社会福祉協議会 地域・高年福祉課
7107	子ども施策地域推進事業	子どもが生活する地域で、健全育成を推進する事業を実施する市内小学校区の団体に事業費の一部を補助し、活動を支援する。		次世代育成課
7108	いたみ子育て家庭応援事業	優待サービスや施設面の配慮など、子育てを応援する企業・店舗を「いたみ子育て応援店」として認定し、子育て家庭が利用しやすい環境をつくる。		次世代育成課

## 第4章 施策の展開

### ②地域ボランティア推進や子育てサークルの活動支援

地域ぐるみの子育て、学びがさらに推進されるようボランティア活動等を支援します。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
7201	なつボランティア体験学習	児童生徒が夏休み期間中にボランティアとして、地域福祉活動に参加する機会を提供する。		市社会福祉協議会 地域・高年福祉課
7202	こどもボランティアクラブ	小学校高学年を対象に、年間を通してボランティア体験を実施し、福祉活動への関心を高める。		市社会福祉協議会 地域・高年福祉課
7203	市立伊丹高校地域ボランティア活動	本校生徒がボランティアとして、地域活動等に参加する。		市立伊丹高等学校
7204	障がい者スポーツへの参画推進	障がい者スポーツを通して、障がいのある人への理解を深めるとともに、スポーツへの参画の促進とボランティア活動の振興を図る。		スポーツ振興課 障害福祉課
7205	科学館サポーター制度	サイエンスショーなどの事業企画から実施、またイベントのサポート、星空観望会の望遠鏡操作など、科学館事業の活動サポートを行うボランティアを登録し事業展開する。		こども文化科学館
7206	子育て支援センター子育てサークルの活動支援	子育てサークルへのアドバイザー派遣やサークルマップの作成、活動場所の確保、講習会の開催などで、地域の子育てサークル活動を支援する。		次世代育成課
7207	子育てサークルネットワーク化の推進	子育てサークルの代表者が集い、各サークルの情報交換、イベント開催などを通してサークル間の連携とサークル活動の振興を図る。		次世代育成課
7208	地域子育てバックアップ事業	地域で自主的に子育て支援活動に取り組む団体の活動にかかる経費の一部を補助し、地域の活動を支援する。(提案公募型)		次世代育成課
7209	子ども健全育成団体補助事業	様々な青少年に関する事業展開を行う各団体に対し、運営費の一部を補助する。		次世代育成課
7210	生涯学習センター及び北部学習センターにおける子育て支援団体の育成	生涯学習センター及び北部学習センターにおいて、子育てボランティア団体や登録団体の育児サークルの活動を支援するとともに、協働して乳幼児やその保護者を対象としたイベント・講座などを開催する。		社会教育課

## 基本施策8 安全・安心の子育て社会をつくるための事業の推進

子どもたちを取り巻く環境はますます複雑化、多様化しており、安全・安心に対するニーズも高まっています。ついては、子どもたち自らが身を守り、安全を確保できる能力を身に付けさせるとともに、行政や学校・家庭・地域が連携して子どもの安全・安心を守ります。

### ① 安心して子育てができる環境の整備

「子育てしやすいまち」の社会基盤の整備を進めます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
8101	24時間健康・医療相談事業	出産・育児に関する相談や健康・医療に関する相談、医療機関情報の提供や夜間・休日の医療機関の案内について、24時間365日体制で専門の看護師や医師等による電話相談を実施する。	赤 幼 学 青	健康政策課
8102	小児救急医療体制の充実 (阪神北広域こども急病センターなど)	阪神北広域こども急病センターを運営する。明確なトリアージ基準のもとで、後送病院と役割を分担する。小児プライマリーケアの医師・看護師の研修や地域子育て支援グループと連携した適正受診の指導を実施する。	赤 幼 学 青	健康政策課
8103	小児医療体制の充実 (市立伊丹病院など)	外来・入院患者を対象に健康教育、虐待防止、薬の上手な飲ませ方、子育て初心者の子育て相談などを実施し、子どもが病気の時などの育児不安の解消を図る。	赤 幼 学 青	伊丹病院総務課
8104	道路安全対策事業	ベビーカーの使用者や子どもが安全・安心して通行できる道路の整備を進めるとともに、道路を良好な状態に維持するよう管理に努める。歩行者などの交通安全の確保とバリアフリー化を推進する。	赤 幼 学 青	道路建設課 道路保全課
8105	都市公園整備事業	公園の設計では、特にバリアフリー化や遊具など公園施設の安全確保に配慮する。	赤 幼 学 青	公園課

## 第4章 施策の展開

### ② 子どもの安全確保のための活動の推進

子ども自らが命を守る行動が取れるよう、交通安全・防災・防犯などの取り組みを進めます。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
8201	教職員及び中学3年生対象心肺蘇生法講習会事業	教職員及び中学3年生を対象に、心肺蘇生法実技講習を実施し、教職員の救命技術の向上を図るとともに、生徒が「命」の大切さを考える機会とする。		保健体育課
8202	自転車交通安全教室事業	自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図る。		保健体育課
8203	子どもの安全対策推進事業 (CAPプログラム)	子どもへの暴力防止プログラム「CAP」を全小学校4年生に実施し、子どもの安全を確保するための自尊感情の向上と危機管理能力を育成する。		保健体育課
8204	学校防犯訓練・防災教育事業	各学校で防犯マニュアル及び防災マニュアルに基づき、防犯訓練及び防災訓練を計画的に実施する。		保健体育課
8205	幼児交通安全教室	就学前の幼児を対象とした、交通ルールの基本について楽しく学べる教室を実施する。		都市安全企画課
8206	交通安全啓発事業	警察をはじめとする関係機関とともに、交通安全教室や交通安全啓発イベントを行い、交通ルールの基礎知識の習得と、交通マナーの向上、徹底を図る。		都市安全企画課
8207	幼年消防クラブ育成事業	幼稚園年長児を対象に、正しい火の取扱いや消防に対する理解を深め、幼年期から防火・防災意識を高める。		予防課
8208	防災啓発事業 (展示会事業など)	防災センター1階の小スペースを有効活用し、阪神・淡路大震災関連や防災備蓄品等の展示を行い、児童等の防災意識向上に努める。		危機管理室

## ③ 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進

地域全体で犯罪や事故から子どもを守ります。

事業No.	事業名	事業概要	成長過程	所管
8301	青少年街頭補導事業	学校や関係機関及び地域の青少年育成団体等と連携し、地域ぐるみの愛護活動を推進する。		少年愛護センター
8302	環境浄化活動	図書類販売店・ビデオレンタル店・カラオケハウス・がん具類取扱店の実態調査を行うなど有害環境総点検活動を行い、地域ぐるみで青少年にとって健全な環境を整える。		少年愛護センター
8303	地域防犯活動への支援	地域住民が自主的に行うパトロールや啓発活動を支援する。		都市安全企画課
8304	市民への犯罪情報や地域安全情報の提供	エフエムいたみのFMラジオ放送とインターネットホームページや広報紙などを活用し生活安全情報を提供する。		都市安全企画課
8305	安全パトロール事業	所管課職員により随時パトロールを実施し、犯罪や事故の未然防止を図る。		都市安全企画課
8306	安全・安心見守りネットワーク事業	通学路を中心とした道路や公園などに安全・安心見守りカメラを設置する。また、カメラと合わせ、ビーコン受信器を設置し、発信器を持った子どもが近くを通ると、その位置情報を保護者のスマートフォン等に通知する「まちなかミマメルメ」を官民協働事業として実施しており、小学1年生及び障がい児は無償で利用可能。		都市安全企画課

## 第5章

## 子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

### 1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の考え方

#### (1) 提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村毎に区域を定め、教育や保育等を提供することとなっています。

伊丹市の特徴として、バスや鉄道による交通網が発達し、平坦で起伏のなだらかな地形であるため自転車で市内を走ることも可能なことや、幼稚園・保育所なども市内全域に配置されており、地域毎の大きな偏在がないことから、市域全体を1つの区域として設定します。

#### (2) 「量の見込み」を算出する項目

##### ① 教育・保育の量の見込み

	対象年齢	認定区分	対象家庭	対象事業
(1)	3～5 歳児	1号認定	専業主婦（夫）家庭 短時間（月64時間未満）就労家庭	幼稚園 認定こども園
(2)		2号認定	長時間（月64時間以上）就労家庭などの 「保育の必要性」がある家庭のうち、 学校教育の利用を希望する家庭	
			長時間（月64時間以上）就労家庭などの 「保育の必要性」がある家庭	保育所 認定こども園
(3)	0～2 歳児	3号認定	長時間（月64時間以上）就労家庭などの 「保育の必要性」がある家庭	保育所 地域型保育事業 認定こども園

② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	対象事業		対象家庭	対象者
(1)	利用者支援事業		すべての家庭	0～18歳
(2)	時間外保育事業（保育所等における延長保育）		「保育の必要性」がある家庭	0～5歳
(3)	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）		「保育の必要性」がある家庭	1～6年生
(4)	子育て短期支援事業（ショートステイ）		すべての家庭	0～18歳
(5)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）		すべての家庭	0歳
(6)	養育支援訪問事業		支援を必要とする家庭	0歳
(7)	地域子育て支援拠点事業（むっくむっくルームなど）		すべての家庭	0～5歳
(8)	一時預かり事業	幼稚園等在園児対象	すべての家庭	3～5歳
		保育所等、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象）	「保育の必要性」がある家庭	0～5歳
(9)	子育て援助活動支援事業	ファミリー・サポート・センター（就学児童対象）	すべての家庭	1～6年生
(10)	病児保育事業		「保育の必要性」がある家庭	0～5歳 1～6年生
(11)	妊婦に対して健康診査を実施する事業		すべての家庭	妊婦
(12)	子育て世帯訪問支援事業		支援を必要とする家庭	0～18歳
(13)	妊婦等包括相談支援事業		すべての家庭	妊婦等
(14)	産後ケア事業		支援を必要とする家庭	0歳
(15)	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		すべての家庭	0～2歳
(16)	実費徴収に係る補足給付を行う事業		すべての家庭	0～5歳
(17)	多様な主体の参入促進事業		-	-

## 2 教育・保育の量の見込みと提供体制

### (1) 教育・保育施設、地域型保育事業の状況

#### ①幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用児童数	3,258人	3,145人	2,988人	2,740人	2,616人

※ 「利用児童数」は、4月1日時点（私学助成を受ける私立幼稚園及び公立幼稚園は5月1日時点）の市内施設の利用者数（他市民の利用者数を含む）を表しています。

#### ②保育所、地域型保育事業及び認定こども園（保育所機能部分）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用児童数	3,625人	3,735人	3,872人	4,088人	4,186人

※ 「利用児童数」は、4月1日時点の市内施設の利用者数（他市民の利用者数を含む）を表しています。

### (2) 量の見込み及び提供体制

#### ①幼稚園及び認定こども園（幼稚園機能部分）

##### 【事業概要】

「幼稚園教育要領」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、幼児期の学校教育を行う事業です。

##### 【ニーズ量と提供量の考え方】

既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みです。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニーズ量	2,601人	2,458人	2,309人	2,168人	2,107人
1号認定	1,638人	1,488人	1,342人	1,207人	1,125人
2号認定（学校教育の利用希望）	807人	814人	811人	805人	826人
市外調整	156人	156人	156人	156人	156人
提供量	3,072人	3,072人	3,072人	3,072人	3,072人
ニーズ量に対する提供量の不足量	-	-	-	-	-

※ 「ニーズ量」は利用希望者数の見込み、「提供量」は利用定員数の見込みを表しています。（各4月1日時点）  
 ※ 「市外調整」は、私立幼稚園等の市内外の流入出数（令和6年度（2024年度）の実績）から算出しています。

②保育所、地域型保育事業及び認定こども園（保育所機能部分）

【事業概要】

「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、乳幼児期の保育を行う事業です。

【ニーズ量と提供量の考え方】

既存の利用定員でニーズ量を確保できる見込みです。なお、大規模マンション開発等により、急激なニーズ量の増加が見込まれる場合は、保育所等の新設等による定員増を検討します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニーズ量	4,235人	4,173人	4,099人	4,036人	4,052人
2号認定（保育の利用希望）	2,384人	2,313人	2,235人	2,161人	2,163人
3号認定	1,815人	1,824人	1,828人	1,839人	1,853人
市外調整	36人	36人	36人	36人	36人
提供量	4,227人	4,227人	4,227人	4,227人	4,227人
2号認定（保育の利用希望）	2,302人	2,302人	2,302人	2,302人	2,302人
3号認定	1,925人	1,925人	1,925人	1,925人	1,925人
ニーズ量に対する提供量の不足量	★ 8人	-	-	-	-

※ 「ニーズ量」は利用希望者数の見込み、「提供量」は利用定員数の見込みを表しています。（各4月1日時点）

「ニーズ量」には、市外施設を利用する伊丹市民の数を含まません。

※ 「市外調整」は、保育所、地域型保育事業及び認定こども園の市外からの流入数（令和6年度（2024年度）の実績）から算出しています。

★ ニーズに対する提供量の不足については、定員の弾力運用により、保育士配置基準及び面積基準を満たす範囲で定員を増やして対応します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

#### (1) 利用者支援事業

##### 【事業概要】

以下の4種類の事業連携による妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を目指します。

- ・基本型 : 子育てコンシェルジュが、「地域子育て相談機関」として、SNSを活用した子育ての相談や情報発信及び、地域等に巡回相談を実施し、個々のニーズや必要に応じたサービスを適切に選択できるよう支援します。
- ・特定型 : 保育コンシェルジュが、保育施設の入所に関する案内や地域の子育て支援事業等の情報提供を行います。
- ・こども家庭センター型 : 助産師や保健師、社会福祉士等が、妊娠期から子育て期を通じて、育児に関する相談対応や家庭訪問を実施し、個々に応じた切れ目のない支援を行います。
- ・妊婦等包括相談支援事業型 : 助産師や保健師、看護師が、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行います。

##### 【現 状】

令和6年度(2024年度)は、子育て支援センター、教育保育課及びこども総合支援センターの3箇所で実施しています。

##### 【提供量の考え方】

円滑に必要なサービスが受けられるよう、市内4箇所で事業を行います。

- ・基本型 : 子育て支援センター
- ・特定型 : 教育保育課
- ・こども家庭センター型 : こども総合支援センター(母子保健課、こども福祉課)
- ・妊婦等包括相談支援事業型 : 母子保健課

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施箇所数 (確保方策)	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
うち地域子育て相談機関	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

(2) 時間外保育事業（保育所等における延長保育）

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、保育時間の延長を必要とする子どもに対して保育を行う事業です。

【現 状】

令和6年度（2024年度）は、市内保育所等の50箇所で実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
月平均利用者数	476人	477人	484人	505人	-
実施箇所数	43箇所	44箇所	46箇所	48箇所	50箇所

※ 「月平均利用者数」には通常の保育時間（1日あたり11時間）を超えて保育を利用した方の数を計上しています。

【ニーズ量と提供量の考え方】

時間外保育事業対応時間に保育士を配置することで、保育所等の実利用定員分の提供が可能なことから、提供量についてはニーズ量と同数とします。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
1か月あたりの ニ ー ズ 量	536人	528人	518人	510人	512人
実施箇所数 (確保方策)	53箇所	53箇所	53箇所	53箇所	53箇所
1か月あたりの 提 供 量	536人	528人	518人	510人	512人

※ 「ニーズ量」は利用見込み量、「提供量」は提供見込み量を表しています。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者の就労などにより、放課後、家庭において保育を受けられない児童を対象に、空き教室等を確保して、授業が終わった後の居場所を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休業中にも実施します。

【現 状】

市内 17 小学校区で実施しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
定 員 数	1,465 人	1,485 人	1,485 人	1,485 人	1,485 人
年平均登録者数	1,460 人	1,484 人	1,628 人	1,722 人	-
専 用 室 数	38 室				

【二一ズ量と提供量の考え方】

小学校の空き教室を活用すること等により、提供量を確保します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
二 一 ズ 量	2,090 人	2,064 人	2,047 人	2,007 人	1,945 人
1 年 生	856 人	846 人	839 人	822 人	797 人
2 年 生	657 人	649 人	644 人	631 人	611 人
3 年 生	404 人	399 人	396 人	388 人	376 人
4 年 生	128 人	126 人	125 人	123 人	119 人
5 年 生	33 人	33 人	32 人	32 人	31 人
6 年 生	12 人	11 人	11 人	11 人	11 人
提 供 量	2,090 人	2,064 人	2,047 人	2,007 人	1,945 人

※ 「二一ズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事などにより、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、施設で必要な保護を行う事業です。宿泊を伴う養育・保護が可能であるため、夜間の対応も可能です。

【現 状】

市内では2箇所で開催していますが、必要に応じて市外施設も利用し、提供量を確保しています。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	130人日	52人日	165人日	436人日	-
実施箇所数	6箇所	6箇所	5箇所	10箇所	-

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、現状でニーズ量を上回る提供が可能なおことから同数とします。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	196人日	196人日	196人日	196人日	196人日
実施箇所数 (確保方策)	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
提 供 量	196人日	196人日	196人日	196人日	196人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現 状】

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
対 象 児 童 数	1,682人	1,573人	1,557人	1,364人	1,349人
実 訪 問 数	1,248人	977人	1,256人	1,251人	-

- ※ 対象児童数には各年4月1日時点の0歳児数を計上しています。
- ※ 留守等で状況確認ができなかった家庭に対しては、保健センターの4か月健診で保健師が確認を行っています。また、4か月健診の未受診者には、こども福祉課の家庭児童相談員が家庭訪問を実施して現認しています。

【ニーズ量と提供量の考え方】

ニーズに対応する形で事業を実施していることから、各年度の0歳の人口推計値をニーズ量及び提供量とします。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	1,320人	1,305人	1,285人	1,268人	1,250人
提 供 量	1,320人	1,305人	1,285人	1,268人	1,250人

- ※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(6) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに強い不安や負担を感じている出産後間もない時期(概ね1年)の養育者に、助産師などが訪問して育児指導・相談を実施する事業です。

【現 状】

(人回：年間の延べ利用回数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用回数	359人回	390人回	307人回	379人回	-

【ニーズ量と提供量の考え方】

支援を必要とする家庭がニーズ量となることから、直近の実績値を把握している令和5年度の利用回数を基準として、出生数の動向に合わせてニーズ量を算出します。ニーズに対応する形で事業を実施していることから、ニーズ量と提供量は同じとします。

(人回：年間の延べ利用回数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	367人回	363人回	357人回	352人回	347人回
提 供 量	367人回	363人回	357人回	352人回	347人回

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(7) 地域子育て支援拠点事業（むっくむっくルームなど）

【事業概要】

就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現 状】

「むっくむっくルーム」や「ゆうぎしつ」、「ひだまりひろば」などの呼称で、概ね中学校区に1箇所の支援拠点を設置しています。

(人回：子ども(0～2歳)の年間の延べ利用回数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用回数	21,829人回	27,661人回	29,616人回	32,694人回	-
実施箇所数	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから同数とします。

(人回：子ども(0～2歳)の年間の延べ利用回数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	33,132人回	32,586人回	31,952人回	31,486人回	31,034人回
実施箇所数 (確保方策)	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所
提 供 量	33,132人回	32,586人回	31,952人回	31,486人回	31,034人回

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(8) -1 一時預かり事業（幼稚園等在園児対象）

【事業概要】

幼稚園や認定こども園の在園児を対象として一時預かり保育を行う事業です。

【現 状】

公私立幼稚園・認定こども園の20箇所で預かり保育を実施しています。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	108,116人日	121,656人日	129,081人日	114,209人日	-
実施箇所数	22箇所	22箇所	21箇所	20箇所	20箇所

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、現状でニーズ量を上回る提供が可能なおことから同数とします。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	108,905人日	107,912人日	105,857人日	103,598人日	104,961人日
幼稚園等における 在園児を対象と した一時預かり	19,328人日	17,558人日	15,836人日	14,243人日	13,275人日
2号認定による 定期的な利用	89,577人日	90,354人日	90,021人日	89,355人日	91,686人日
提 供 量	108,905人日	107,912人日	105,857人日	103,598人日	104,961人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(8) -2 一時預かり事業（保育所等、ファミリー・サポート・センター（就学前児童対象））

【事業概要】

〈保育所等〉

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、一時的に家庭での保育が困難な子どもについて、主として昼間、保育所等で預かる事業です。

〈ファミリー・サポート・センター〉

育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援する事業です。

【現 状】

〈保育所等〉

保育所、地域型保育事業や認定こども園における一時預かり事業を、市内26箇所で開催しています。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	395人日	555人日	870人日	907人日	-
実施箇所数	15箇所	18箇所	22箇所	23箇所	26箇所

〈ファミリー・サポート・センター〉

令和5年度（2023年度）末で527人が育児の援助を行う者として登録しています。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	1,449人日	1,090人日	1,258人日	1,352人日	-

※ 未就学児のみを計上しています。

【ニーズ量と提供量の考え方】

保育所等で現状と同水準の提供量を確保し、不足分については、ファミリー・サポート・センターでの事業で対応します。

（人日：年間の延べ利用者数）

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量		2,999人日	2,928人日	2,850人日	2,787人日	2,743人日
保育所等	実施箇所数 (確保方策)	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所	26箇所
	提 供 量	1,073人日	1,034人日	993人日	957人日	939人日
ファミリー・サポート・センター	提 供 量	1,926人日	1,894人日	1,857人日	1,830人日	1,804人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（就学児童対象））

【事業概要】

育児の援助を行う者と受ける者を会員として登録・紹介し、会員の相互援助活動を支援する事業です。

【現 状】

令和5年度（2023年度）末で527人が育児の援助を行う者として登録しています。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	629人日	659人日	411人日	452人日	-

※ 就学児のみを計上しています。

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから同数とします。

（人日：年間の延べ利用者数）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	885人日	874人日	868人日	850人日	824人日
提 供 量	885人日	874人日	868人日	850人日	824人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(10) 病児保育事業

【事業概要】

保護者が、就労などの理由により病気や病気回復期の児童を保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペースなどにおいて預かる事業です。

【現 状】

現在は、病児保育事業を市内2箇所で開催しています。

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	35人日	20人日	27人日	128人日	-
実施箇所数 (定員)	2箇所 (4人)	2箇所 (4人)	2箇所 (4人)	2箇所 (4人)	2箇所 (4人)

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、ニーズ量に対応するため、計画期間内に段階的に実施箇所数及び定員の増を図ります。

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	445人日	467人日	500人日	548人日	614人日
実施箇所数 (定員)★	2箇所 (4人)	3箇所 (6人)	4箇所 (8人)	5箇所 (10人)	5箇所 (10人)
提 供 量	445人日	467人日	500人日	548人日	614人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

- ★ 利用方法等について検討し、保護者の利便性を高めます。
- ★ 実施箇所数(定員)の確保については状況に応じて前倒しすることも検討します。

(11) 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現 状】

母子健康手帳の交付を受けた妊婦・伊丹市に転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用の14回分までを助成しています。

(人回：妊婦健康診査にかかる年間の延べ助成回数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ助成回数	20,574人回	19,398人回	17,652人回	16,809人回	-

【ニーズ量と提供量の考え方】

すべての対象者への実施を行う体制があり、引き続き、対象者が妊婦健康診査を行うよう啓発などを行います。

(人回：妊婦健康診査にかかる年間の延べ助成回数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
提 供 量	16,309人回	16,064人回	15,823人回	15,586人回	15,352人回

※ 検査項目：定期検査（子宮底長、腹囲、血圧、浮腫、尿検査、体重）、妊娠初期検査（血液検査、子宮頸癌検診など）、超音波検査、血液検査（血算、血糖など）、B群溶血性レンサ球菌（GBS）

(12) 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

子育てに強い不安や負担を感じている養育者に、ホームヘルパーを派遣し、家事や育児を介助することで育児ストレスや負担の軽減を図る事業です。

【現 状】

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年延べ利用者数	261人日	167人日	67人日	256人日	-

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、現状でニーズ量を上回る提供が可能なことから同数とします。

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	243人日	243人日	243人日	243人日	243人日
提 供 量	243人日	243人日	243人日	243人日	243人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

## (13) 妊婦等包括相談支援事業

## 【事業概要】

助産師や保健師、看護師が、妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

妊娠届を提出された時に1回と、出産後に1回の合計2回の面談を行います。妊娠8か月頃にはアンケートを送付し、必要に応じて面接を行います。

## 【現 状】

令和7年度からの新規事業

## 【ニーズ量と提供量の考え方】

妊娠届出数に1組当たりの面談回数2回を乗じてニーズ量を算出しています。すべての対象者へ面談を実施する体制があるため、提供量はニーズ量と同数とし、すべてをこども総合支援センター\*にて実施します。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	2,640回	2,610回	2,570回	2,536回	2,500回
提 供 量	2,640回	2,610回	2,570回	2,536回	2,500回

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

\* こども総合支援センターについては30ページの図を参照。

(14) 産後ケア事業

【事業概要】

支援を必要とする母子に対して、助産師等の専門職が母体の回復・育児指導等の支援を行うことで、母親の育児に関する負担感の軽減を図り、産後も安心して子育てができるよう支援を行います。

【現 状】

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
年 延 べ 人 数	10人日	24人日	34人日	100人日	-

※ 令和4年度までの対象者は、産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者、令和5年度以降の対象者は、産後ケアを必要とする者を表しています。

【ニーズ量と提供量の考え方】

ニーズに対応する形で事業を実施していることから、ニーズ量と提供量は同じとします。

(人日：年間の延べ利用者数)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	916人日	906人日	892人日	880人日	868人日
提 供 量	916人日	906人日	892人日	880人日	868人日

※ 「ニーズ量」は年間の利用見込み量、「提供量」は年間の提供見込み量を表しています。

(15) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保育所等に在籍していない満3歳未満のこどもが、就労要件を問わず、柔軟に保育所等を利用できる事業です。

【現 状】

令和7年度からの新規事業

【ニーズ量と提供量の考え方】

提供量については、ニーズ量に対応するため、毎年度段階的に実施箇所数の増を図ります。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
ニ ー ズ 量	8人	16人	24人	32人	40人
0歳児	2人	4人	6人	8人	10人
1歳児	2人	4人	6人	8人	10人
2歳児	4人	8人	12人	16人	20人
提 供 量	8人	16人	24人	32人	40人

※ 「ニーズ量」は1日の利用見込み量、「提供量」は1日の提供見込み量を表しています。

## (16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

---

### 【事業概要】

特定教育・保育等に係る日用品や文房具等に要する費用及び私学助成を受ける幼稚園における副食の提供にかかる費用を助成する事業です。

### 【実施方法】

生活保護世帯や所得の低い世帯等の子どもの保護者を対象に、費用の一部を給付します。

## (17) 多様な主体の参入促進事業

---

### 【事業概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等を行う巡回支援や、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受け入れ態勢構築を促進し、多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する事業です。

### 【実施方法】

新規参入事業者を対象に円滑に運営するための支援・相談体制等を検討するとともに、職員加配に必要な支援を調査・検討し、多様な集団活動を利用する幼児の保護者等を対象に費用の一部を給付します。

## 資料

## 1 伊丹市子ども・子育て審議会開催経過

	開催日	内 容
令和5年度 (2023年度) 第1回	令和5年 (2023年) 10月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 諮問</li> <li>・ 第3期計画 ニーズ調査について</li> <li>・ 第2期計画 進捗評価について</li> </ul>
第2回	令和6年 (2024年) 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期計画 進捗評価について</li> <li>・ 第3期計画 ニーズ調査について</li> </ul>
第3回	令和6年 (2024年) 3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期計画 ニーズ調査結果報告について</li> <li>・ 令和6年度特定教育・保育施設の利用定員について</li> </ul>
令和6年度 (2024年度) 第1回	令和6年 (2024年) 6月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第2期計画 進捗評価について</li> <li>・ 第3期計画 骨子案について</li> </ul>
第2回	令和6年 (2024年) 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期計画 第1章、第2章の修正について</li> <li>・ 第3期計画 第3章、第4章、第5章について</li> </ul>
第3回	令和6年 (2024年) 10月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期計画の修正について</li> </ul>
第4回	令和6年 (2024年) 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期計画（案）について</li> <li>・ 答申書（案）について</li> </ul>
第5回	令和7年 (2025年) 2月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3期計画（案）に係るパブリックコメントの結果について</li> <li>・ 令和7年度特定教育・保育施設の利用定員について</li> <li>・ 「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の認可に係る意見聴取について</li> </ul>

令和7年（2025年）2月現在

## 2 伊丹市子ども・子育て審議会委員名簿

役職	氏名	選出団体など
会長	芝野 松次郎	関西学院大学 人間福祉学部 (名誉教授)
副会長	乾 幸治	一般社団法人 伊丹市医師会
委員	久安 研一	社会福祉法人 伊丹市社会福祉協議会 (常務理事)
委員	大池 津由美	伊丹市民生委員児童委員連合会 (主任児童委員)
委員	石川 雄巨	伊丹市私立幼稚園連合会 (会長)
委員	石坂 和	伊丹市私立保育所所長会
委員	前田 嘉徳	伊丹市子育て支援センター (センター長)
委員	中野 夏美	伊丹市PTA連合会 (会計)
委員	小松 しのぶ	特定非営利活動法人 伊丹市手をつなぐ育成会 (副理事長)
委員	大澤 欣也	伊丹市要保護児童対策地域協議会 (会長)
委員	坂上 泰代	伊丹商工会議所 (女性会 副会長)
委員	岡田 龍之	伊丹労働者福祉協議会 (書記長)
委員	小野 亜衣	公募市民
委員	神谷 千恵子	公募市民
委員	池田 陽子	伊丹市立幼稚園長会
委員	谷澤 美栄	伊丹市保育所 (園)・こども園施設長会 (代表)
委員	村上 雅博	伊丹市小・特別支援学校長会 (会長)
委員	今井 克己	伊丹市中学校長会 (会長)
委員	馬場 一憲	伊丹市教育委員会事務局こども未来部長

令和7年(2025年)2月現在  
順不同・敬称略

第3期伊丹市子ども・子育て支援事業計画  
令和7年（2025年）3月

発行 伊丹市教育委員会

編集 伊丹市教育委員会事務局 こども未来部 こども室 次世代育成課  
〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地

電話番号：072-784-8167 ファックス：072-780-3527



すくすくちゃん